

2022 年度

学士論文

ロールズ正義論とケアの倫理の理論的統合
—基礎づけ及びメタ倫理的立場における対立の解消—

一橋大学社会学部

4119094U

坂倉 真惟

田中拓道ゼミナール

目次

序章.....	1
1. 問題の所在.....	1
2. 先行研究とリサーチ・クエスチョン.....	2
3. 本稿の流れ.....	4
第1章	
ケアの倫理の展開と正義の倫理との対立点.....	5
1. 初期のケアの倫理.....	5
2. ケアの倫理の発展.....	6
3. ケアの倫理と正義の倫理の対立点.....	9
第2章	
前期ロールズ正義論とケアの倫理.....	16
1. 前期ロールズ正義論における正義の原理と方法論.....	17
2. 前期ロールズ正義論における普遍性と理性の位置づけ.....	19
2.1. 普遍性の位置づけ.....	20
2.2. 理性の位置づけ.....	21

第3章

後期ロールズ正義論とケアの倫理.....	24
1. 後期ロールズ正義論における正義の政治的構想と方法論	24
2. 普遍性の位置づけをめぐる対立の解消.....	27
3. 理性の位置づけをめぐる対立の解消	32
3.1. 後期ロールズ正義論における理性の位置づけ.....	32
3.2. 社会政策論としてのケアの倫理における感情の位置づけ	34
4. 後期ロールズ正義論とケアの倫理の統合.....	38
終章.....	43
[文献一覧]	46

序章

本稿は、ジョン・ロールズの正義論とケアの倫理について、基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立に着目し、その解消による理論的統合を試みるものである。両者の対立を整理し把握し直したうえで、ロールズの正義論における前期から後期にかけての方法論的な変化、およびケアの倫理の発展をふまえ、後期の正義論と発展的なケアの倫理の統合の可能性を明らかにすることを目指す。本章では、テーマの背景について述べたうえで、先行研究における不足について検討し、本稿のリサーチ・クエスチョンを提示する。最後に、本稿の構成について示す。

1. 問題の所在

ジョン・ロールズの『正義論』(1971)は、功利主義に対抗可能な社会正義の理論を彫琢することを目指した野心作であった。この著作は、世界大戦以降政治学では実証研究が、倫理学では言語分析と思想史研究が主流となっていた中で規範倫理学を復興させた書として高く評価され(川本 1997 p.120)、現在においても現代リベラリズム理論の代表作として位置付けられている。発刊直後からアメリカ社会における広範な読者の反響を呼ぶとともに、学術界においても経済学、倫理学、政治学といった多様な分野の学者たちによる議論を巻き起こした。特に政治哲学分野においては社会正義を主題とする複数の対抗理論が形成され、コミュニタリアニズムやリバタリアニズム等の規範理論が提示された(川本 1995 p.8-9)。

一方、キャロル・ギリガンによる『もうひとつの声』(1982)は、『正義論』が先導した規範理論の興隆を受けて世に問われた重要な著作の一つである。発達心理学の実証研究にもとづき、「ケア」を中心とした道徳的発達段階のあり方を示したこの著作は、伝統的な道徳心理学にもとづく従来の道徳理論における男性中心主義的性質を明らかにし、女性に特有の「ケアの倫理」が存在することを主張した。ギリガンの議論は功利主義やコミュニタリアニズムの理論家を含む幅広い層に影響を与えたが、特に大きな反響があったのは、既存の社会正義の諸理論、とりわけそのうちのリベラリズムに対して、その男性中心主義的性質を明らかにすることを試みるフェミニズムの論者たちにおいてであった。以後、リベラルな正義

の倫理とケアの倫理との関係をめぐり、いわゆる「ケア対正義論争」（品川 2007 pp.140-7, p.214）が展開されることとなる。

フェミニズムは、リベラリズムの発展とともに生じた思想であるが、リベラリズムが女性やマイノリティの人権を看過してきたことに対する意義申し立てを続けてきた。しかし、しばしば自分自身も女性であったフェミニズムの論者たちが男性中心の学術界から認められるためには、伝統的な規範理論と比肩しうる体系的な理論を提示する必要がある。ギリガンが提起したケアの倫理は、リベラリズムやその他の社会正義の理論を含む正義の倫理に対して、根本的に異質な道德原理とそれに根差した社会秩序があり得ることを示すことで、既存の規範理論への根源的な批判の可能性を開くものであったといえる。第1章で確認するように、実際にはフェミニズムの論者たちがケアの倫理の存在提起をさまざま肯定的に受け止めたわけではなかった。むしろ、当初は激しい批判が展開されたといえる。しかし、次第にギリガンの本来の意図が理解されるようになり、ケアの倫理と正義の倫理は統合可能であるのか、あるいは根本的に対立するのかという論点について、幅広い論者による議論がなされるようになった（伊藤 2006 p.107-17）。この「ケア対正義論争」は、正義の倫理の中でも特にリベラリズムとケアの倫理の関係に焦点を当てるものであり、フェミニズムとリベラリズム双方の理論的な発展につながった。しかし議論はいまだ決着を見ず、現在でも立場が分かれている。

2. 先行研究とリサーチ・クエスチョン

ケアの倫理とリベラリズムの統合を図った近年の代表的な研究として、有賀美和子の『フェミニズム正義論』（2011）が挙げられる。有賀は、リベラリズムが個人の自律性を保護する普遍的なものとして掲げる「権利」概念を、ウエストが提唱したケアする／ケアされる者のニーズに応えるポジティブな社会権としての「ケア権」を包含する概念へと拡張する必要性を主張した。その道すじを論じるにあたり、有賀は「正義の基底性」や「自律の尊重」といったリベラリズムの理念をジェンダー本質主義を防ぐものとして支持しつつ、マーサ・ミノウらの契約アプローチやナンシー・フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」を取り入れた新たな家族論を展開した。有賀が提示した社会像は、ケアの倫理にもとづく社会制度の構築によってすべての人への「ケア権」の保障が実現した市民社会である。このように有賀の議論においては、ジェンダー問題を度外視していたロールズの正義理論にケアの倫理の視点を取り入れることによって、ジェンダー衡平を実現した社会が従うべき基本的な規範原理を追究する「フェミニズム正義論」の構築が目指された（有賀 2011）。

しかしながら、有賀による議論においては、ケアの倫理と正義の倫理の根本的な対立が捉えられておらず、その結果ケアの倫理とリベラリズムとの十分な統合可能性が示されてい

ないと考えられる。ケアの倫理と正義の倫理の根本的な対立を把握するにあたっては、品川哲彦が提示した対立軸を用いるのが有効である。品川は、まず発達心理学の実証的次元と、規範や価値に関する倫理的次元の二軸を区別する。そのうえで、後者の倫理的次元においてさらに二つの対立軸があることを指摘する。すなわち、規範レベルでの対立と、倫理の基礎づけレベルでの対立である。規範レベルでの対立とは、それぞれの倫理が示す規範の相違であり、同一人物の中で正義とケアの二つの倫理による規範が両立しうるかどうかの問題として把握される。他方基礎づけレベルでの対立とは、それぞれの倫理がその根本的な根拠とするものの相違であり、その倫理が何を最も基底的なものとしているかが問題となる。加えて品川は、基礎づけレベルでの対立は、倫理をどのような領域と考えるかの違い、すなわちメタ倫理的な立場の違いに結びついていると指摘している（品川 2007 pp.148-9）。

では、先に示した有賀の議論において、リベラリズムとケアの倫理との対立はいかなる次元で捉えられているか。有賀は、リベラリズムの特徴的な理念でありケアの倫理が批判の対象とした<個人の自律>や<権利>といった概念を再解釈し、従来のリベラリズムでは考慮から外れていた「相互依存関係」や「異なるニーズ」等のケアに関わる要素を包含する社会のあり方を論じることで、二つの倫理の均衡を探っている（有賀 2011 pp.179-94）。しかし、先にも確認した通り、有賀はケアの倫理がジェンダー本質主義に陥る可能性を懸念し、リベラリズムの主要な特徴である「正義の基底性」を維持したうえでケアの視点を取り入れた「フェミニズム正義論」を構想している。この構想においては、社会制度が正義に適っていると見なしうる条件に、ケアしケアされる者のニーズに応える「ケア権」がすべての人に等しく保障されることが加えられた、修正された正義の原理が提唱されている。すなわち、ケアがすべての人に共通のものとして一般化され、平等主義的な社会制度によって保持されるべきものとされている（有賀 2011 pp.232-3）。したがって、有賀の構想についてまず明らかになるのは、ケアの倫理と正義の倫理それぞれの規範の両立が図られていながらも、ケアの倫理が本来よって立つ個別主義は採用されず、リベラリズムの普遍主義が支持されている点である。ここにおいてメタ倫理学上の対立は解消されていない。これに関連して、倫理の基礎づけレベルにおいても、ケアの個別具体性よりも正義の普遍性がより根本的な価値として位置付けられている。以上より、有賀の議論において二つの倫理の統合は規範レベルにとどまっておらず、基礎づけレベルでの統合は図られていないといえる。

規範レベルにおける統合を示すだけでは不十分であるのは、二つの倫理の統合不可能性を主張する論者たちがその根拠とするのが、基礎づけレベルおよびメタ倫理学レベルでの対立だからである。例えばマイケル・スロートは、ケアの倫理とリベラリズムは自律について非常に異なる捉え方をすることを指摘し、それゆえ個別の事例において「ケア的思考」と「正義的思考」とがうまく折り合わないことを主張する。特に、ヘイトスピーチに法的または個人的に介入することを擁護するか否かにおいて、両者は反対の立場をとるとされる（スロート 2021 pp.101-36）。ここでは一見規範レベルでの対立が注目されているようだが、その原

因としてスロートが捉えているのは基礎づけレベルでの対立である。スロートによれば、ケアの倫理は自律よりも他者との繋がりや応答責任を重視するのに対し、リベラリズムは個人の自律を過大に評価する。ケアの倫理も、自分で思考し意思決定するという意味での自律を支持するが、リベラリストはそれに加えて、意思決定を自ら繰り返し再考することが個人の自律の理想像であると捉えている。このような批判的な自律のあり方は思案過多に陥り、最も充実した理想的な愛情を妨げる。すなわち、リベラリズムが擁護する自律した人格の概念は、愛情やコミットメントの価値を過小評価するものであり、それゆえにヘイトスピーチへの介入を認めないという非道徳的な判断を招くことにもなる(スロート 2021 pp.117-24)。ここにおいては、正義の倫理における価値とケアにおける価値のどちらを倫理の根拠に位置づけるか、すなわち基礎づけレベルにおける対立が示されているといえる。

このように、ケアの倫理とリベラリズムの統合を図る研究において、二つの倫理の根源的な対立が調停されていないことは、両者の統合をめぐる議論におけるすれ違いを生むものである。したがって、本稿では正義の倫理とケアの倫理の基礎づけレベルおよびメタ倫理学レベルでの対立に着目することで、リベラリズムとケアの倫理の統合可能性について、より根本的な検討を加えることを試みる。本稿においては、特に現代リベラリズムの代表的な理論であるロールズの正義論を中心的な考察対象とする。ロールズの正義論とケアの倫理の統合が可能であるかどうか、本稿におけるリサーチ・クエスチョンである。

3. 本稿の流れ

上記のリサーチ・クエスチョンに取り組むにあたって、本稿ではケアの倫理を提唱した論者とロールズの著作、およびそれらに関する研究書にもとづき、理論的な分析を行う。第1章では、ケアの倫理の展開と、その過程で主張された正義の倫理との対立点をまとめる。第2章では、ロールズが正義の原理を論じるにあたってその方法論を変化させたことをふまえ、前期の理論として『正義論』(1971)における議論に着目する。そのうえで、そこで展開された正義論が、ケアの倫理と基礎づけレベルおよびメタ倫理学レベルにおいて相反するものであり、それゆえ両者の統合が不可能であることを示す。第3章では、『政治的リベラリズム』(1993)と『公正としての正義 再説』(2001)を主とする後期のロールズの正義論において、前期から後期へと至る中で加えられた修正点が、ケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立を解消させていることを論じる。そのうえで、後期のロールズ正義論とケアの倫理が基礎づけレベルにおいていかに統合されうるかについて考察する。終章では、二つのレベルにおける統合が規範レベルにおける両立にいかなる影響を与えるかについて検討し、ロールズの正義論とケアの倫理の統合がもつ意義を示す。そのうえで、本稿の議論を概括し、今後の検討課題を示す。

第1章

ケアの倫理の展開と正義の倫理との対立点

本章では、米国のフェミニズム論者たちを中心に構築されたケアの倫理について、初期の理論と、その後の理論的展開を確認する。そのうえで、ケアの倫理の論者たちが提示したりベラリズムとの対立点を整理する。対立点の把握にあたっては、品川が提示した基礎づけレベル・メタ倫理学レベル・規範レベルの三つの対立軸を用いて分析する。なお、品川の対立軸について改めて概括すると、基礎づけレベルでの対立とは、道德規範における基底的な価値や根拠の相違である。メタ倫理学レベルの対立とは、道德規範をいかなるものとして捉えるかの視点の相違である。規範レベルでの対立とは、具体的な道德規範としての相違である（品川 2007 pp.148-9）。

1. 初期のケアの倫理

はじめに、ケアの倫理について初めて明示的に主張したキャロル・ギリガンの議論を確認する。1982年に刊行された『もうひとつの声』は、序章で確認した通り、発達心理学の実証研究にもとづき、「ケア」を中心とした女性に特有の道德原理のあり方を示した著作である。発達心理学を学んだ大学生や、妊娠中絶を経験した女性たちに対するインタビュー調査にもとづき、道德についての思考様式や自他の関係性の捉え方が男女でいかに異なるかを分析した。それによって、特に女性の語りにおいて、それまで標準的な道德的発達モデルとされてきたコールバーグの発達理論とは大きく異なる原理が見出されることを明らかにした（ギリガン 2022 pp.55-8）。ギリガンによれば、コールバーグ理論が焦点をあてる権利の道德性が、他者と自己の平等な尊重にもとづき公正の理解の中心におかれるのに対し、女性を中心に見出される責任の倫理は、公平の概念、すなわちニーズにおける差異の承認にもとづく（ギリガン 2022 p.378）。前者は正義の倫理、後者はケアの倫理として区別されるべき道德原理である。ただし、経験的な分析から男性と女性の声をそれぞれの倫理にもとづくものとして対比しうるとはいえ、本書の意義は性別と道德原理の結びつきを一般化すること

ではなく、人間の発達についてのより複雑な解釈を可能にすることにある（ギリガン 2022 pp.392-3）。

ここで、ケアの倫理において正義の倫理における諸理念と対比されるケアの概念自体の成立についても押さえない。1965年の論文「ケアリングについて」と1971年の同名の著書において、実践としてのケアを意味するケアリングについて先駆的に論じたのがミルトン・メイヤーロフである（中野 2006 p.67）。メイヤーロフは、他者すなわちケアされる者の「成長を援助すること」、「友愛」および「献身」がケアリングの本質的な特徴であるとする。そして、特定の他者に対するそのような包括的なケアリングを通して、その周囲に「諸価値と諸活動」が形成されることにより、その相手とともに「場所の中」にある存在として安心して生活できるようになるものとして人間を捉える（Mayeroff 1971 pp. 7-12,69-80）。

続いて、教育哲学や倫理学の問い直しとしてケアリング論を展開したのがネル・ノディングズである。1984年の著書『ケアリング』において、メイヤーロフとギリガンの議論をふまえて、個別かつ具体的事象の繊細な記述により理論を提示した。ノディングズの定式化によれば、ケアする人が対象者を明示的にケアすること、かつ、ケアされている人がそのことを分かっていることが、ケアリング関係の成立条件となる。このとき、ケアする人には「受容性」やケアされる人への「専心没頭」・「動機の転移」が求められ、ケアされる人には「応答」が求められるとする。そして両者に求められるものとして、その関係性における「非対称性」と「助け合い」の構造を理解することを挙げる（Noddings 1984 pp. 14-75）。ノディングズの理論は、ケアリングがケアする人を搾取することでフェミニズムが後退しかねない、およびケアリングが道徳として適切でないという批判が寄せられ、さらなる論議を呼んだ（村田 2006 pp.90-1）。

2. ケアの倫理の発展

ここから、ケアの倫理の理論的展開の把握を試みる。序章でふれた「ケア対正義論争」の文脈をふまえ、正義の倫理、とりわけリベラリズムとの緊張関係に着目しながらケアの倫理の展開を確認したい。

オレナ・ハンキフスキーによれば、ケアの倫理の論者の間には一つの明確な区分が認められる。それは、ケアをジェンダーに結びつけたものとして考えるか、あるいはすべての人間の生において中心的な重要性をもつものとして考えるかによる違いである。前者と後者のいずれの立場をとるかにより、それぞれの論者を第一世代と第二世代とに区別することができる。第一世代に含まれるのが、ギリガンに続いていち早くケアの倫理について論じたノディングズや、サラ・ラディック、ヴァージニア・ヘルドラである。彼女たちの議論において、ケアの倫理は女性の伝統的な実践であった母親業や育児の経験にもとづき、そこから生

じる道徳的判断のあり方として見なされた。例えばノディングズは、母親の子どもへのケアの経験や、幼少期に受けたケアの記憶といった「自然的なケア」が、あらゆるケアの基盤となるとした。ラディックは、ケアの倫理は保護や成長や受容等に高い優先順位を置く母親業を通して発展したものであり、それによって平和主義的な徳が導かれるとした。ヘルドも、母親と子どもの関係性に由来する道徳的な諸特徴が、人間関係を契約として捉える伝統的な観点の代替となる可能性を探った。彼女たちはケアの倫理が完全に女性のものであるとは主張しなかったが、女性が男性よりもケアに適していると想定していた (Hankivsky 2004 pp.11-2)。他方、第二世代は次の二つの点においてケアの倫理のより進歩的なあり方を提示することに成功した。これは、この世代の議論においてケアがすべての人の人生およびあらゆる活動において重要な価値をもつことが示されたことによる。加えて、ケアの倫理と正義の倫理が互いに影響しあうのかについてもより詳細に探究された。その結果、ケアの道徳的な重要性を主張しつつ、ケアと正義の相乗効果を進んで探る開放性を持ち合わせ、さらにケアの倫理を公的な活動の指針としても論じるといった点が、第二世代の特徴となった。この世代の論者としてはジョアン・トロントやグレース・クレメントが挙げられる。トロントの議論においては、ケアの倫理は正義の倫理と結びついてもなお公共哲学や公的な制度設計に重要な影響を及ぼしうるものであり、デモクラティックな社会における市民の思慮深さや他者のニーズへの注意力といった素質に寄与するものであるとされた。クレメントは、ケアの倫理と正義の倫理がともに不十分な理論であって相互に依存的な関係にあるとし、公共的な熟慮においては二つの倫理が等しく重要なものとして統合されるべきだと主張した (Hankivsky 2004 pp.27-8)。

このように、ケアの倫理は年代ごとに変化しつつ発展したという分析がなされている一方で、品川は各論者を単純に世代分類することはできないと述べている。ハンキフスキーが第一世代に含めた論者も、公的領域への関心にもとづきそれぞれの議論を発展させ、特に2000年代に入ってからケアの倫理にもとづく社会政策論を提示するようになる。ノディングズは2002年の著作『家庭から始まる』において、「他者一般を気にかけるケア」に「正義感覚の基礎」としての地位を認め、見知らぬ人びとについても余裕がある限りケアすべき対象として捉え直したことにより、自身のケアリング論を身近な人間関係のみならず社会全体に適用可能な道徳体系へと発展させた。自己を他者との交流の中で可塑的に形成される存在(「関係的自己」)として捉える観点から、身体的ニーズに結びついた権利概念を打ち出し、応答関係の基礎としての「家庭(ホーム)」において充足されるニーズにもとづき社会政策をつくることを提案した(品川 2007 pp.201-4)。このように自身のケアリング論を発展させたノディングズは、正義を主張する人々の最終的な目標である具体的妥当性は、正義の基準の正当化競争ではなく、ケアリング関係の連鎖の拡大によって目指しうると主張する。リベラリズム等が提供する正義の原理は部分的な判断基準にすぎず、ケアリングの環境づくりのための道具として見なされる(村田 2006 pp.100-1)。ヘルドも、二つの倫理の

同化は拒否しつつ、ケアの倫理を家庭から社会へと広げていく際に正義の原理が補助的な役割を果たすと主張した（伊藤 2006 pp.114-5）。ヘルドは、自律した成人であっても、権利を有する者として承認されるためには他者から関心を払われ尊重される必要があることから、規範的基礎づけとしてはケアが正義に優先するとする。一方、権利や正義の原理も限られた領域において必要となることを認め、原理的には互いに独立的な正義の枠組みとケアのネットワークとの「編み合わせ」を提唱した（品川 2007 pp.226-31）。

最後に、ケアに焦点を当てた社会正義の構想として、エヴァ・フェダー・キテイとマイケル・スロートの議論について概要を確認する。キテイは『愛の労働』（1999）において、人間社会に必然的に存在する依存の現実と両立しつつ、公正とつながりの要求を包み込み、正義とケアとの対立関係を弁証法的に解決するような平等の構想を試みた。リベラリズムをはじめとする正義の倫理が掲げる平等主義の失敗を明らかにするために、従来のフェミニズム理論とは異なる切り口として、依存に着目した「依存批判」を展開した。特にロールズの正義論について、人間や社会における一般的な事実を捉える段階で依存の問題への関心を欠いているために、依存者やケア提供者（「依存労働者」）の包摂に失敗しているとして批判した。ロールズによる正義の原理の導出方法を検討したうえで、正義の二原理自体が修正されることなしにドゥーリアの原理は導きえないと結論づけている。キテイはそのうえで、依存者や依存労働者を対象に含むよう拡張した互酬性の概念にもとづき、依存者のみならず他者をケアする人（ドゥーラ）をも対象としてケアサービスを行き渡らせる「公的なドゥーリアの構想」を提示する。キテイによれば、これはロールズが依存の問題を扱えなかった公正としての正義を構想し直すものである（キテイ 2010）。

マイケル・スロートは、ケアの倫理をヒュームらによる道德感情説の体系に位置づけたうえで、人間の道德能力は共感能力に基礎づけられることで十全に発達すると主張した。そのように捉えることで、正義・自律・権利といった伝統的な正義の倫理における概念をケアの倫理にもとづき整合的に導出できることを示した。法律と社会制度についても、「共感的な思いやり」という動機を適切に表示することで正義にかなったものになると論じた。このように、規範的な道徳的・政治的問題全般に関して、ケアの倫理が有意義なアプローチであり、それ自体で包括的な「人間の倫理」となりうることを示した。ケアの倫理とリベラリズムの関係については、両者の自律の捉え方の違いに注目し、道徳的・政治構想において二つの倫理を統合することは不可能であり、その必要もないと論じている（スロート 2021）。

3. ケアの倫理と正義の倫理の対立点

本節では、ケアの倫理において示されてきた正義の倫理との対立点を確認し、二つの倫理の基礎づけレベルにおける対立点を特定する。対立点を把握するにあたっては、ウィル・キムリッカによる整理にもとづいて、ケアの倫理の主張をふまえてさらなる検討を加えることで、最も根本的な相違点を明らかにすることを試みる。

本題に入る前に、「基礎づけレベルの対立」としていかなる対立を想定するかについて、本稿における捉え方を明確にしておきたい。品川は、ある倫理を基礎づける基底的な価値、すなわち規範の根本的な根拠となるものについての対立を、「基礎づけレベルの対立」として捉えている（品川 2007 pp.148-9）。本稿では、ケアの倫理と正義の倫理との対立を把握するために、この品川により定義された対立軸を用いて分析する。この点に関して注意すべきは、道徳理論のメタ倫理的立場については「基礎付け主義(fundationalism)」と「整合主義」という区別が存在し、ここでいう「基礎付け」と品川のいう「基礎づけ」とは意味内容の範囲が異なるという点である。福間によれば、道徳的認識論における「基礎付け主義」とは、正当化された信念体系についてその構造を「基礎」と「上部構造」に区分し、後者の信念群はその正当化に関して、既に正当化され自明であると見なされる前者の信念群に依存しているという論理構造を有する立場を指す。一方「整合主義」とは、他の信念との一貫性と連結性を有している信念であるならば、それは正当化しうる信念であるとする立場を指す（福間 2007 pp.140-2）。福間によれば、ロールズ自身が批判する「基礎付け主義」とは、「神の法」や「自然法」といった人間存在に先立って存在する道徳秩序を基礎付けとする立場のことであり、その意味でロールズは反基礎付け主義に立っていると捉えられる（福間 2007 p.152）。以上をふまえれば、「神の法」といった超越的な信念も品川のいう「基礎づけ」でありうる一方、ケアの倫理や正義の倫理がそのような外在的な「基礎付け」をもつとは限らない。したがって、品川が問題にしている「基礎づけ」とは、「基礎付け主義」における基礎付け概念よりも広義の概念であって、道徳規範の体系において根本的な道徳的価値を付与されたものごとを広く指すものと捉えられる。

これをふまえたうえで、以下ではキムリッカによるケアの倫理と正義の倫理の対立点の整理を参照し、それぞれの対立点が品川の挙げた三つの対立レベルのうちいずれに属するかを確認する。キムリッカは二つの倫理の相違点を大きく三つに分けている。すなわち、A 道徳的能力、B 道徳的推論、C 道徳的概念である。A 道徳的能力の論点とは、道徳的人格を導くのは正しい原理の認識か、あるいは正しい気質の獲得かというものである。この論点に対してキムリッカは、正しい原理の適用には必然的に個人が道徳的に振舞う能力も必要になるため、正義の倫理も道徳的気質の説明を含むことを指摘し、真の対立ではないとしている。B 道徳的推論の論点は、所与の状況において道徳的判断を導くのは普遍的な道徳原理の

適用か、あるいは多様な道徳的気質・諸能力によ応答かというものである。これについてキムリッカは、所与の複雑な状況において応答する際には道徳的に重要な要素を特定する必要があるため、感受性ではなく原理の問題が生じると指摘して、論点としての重要性を斥けている。C 道徳的概念の論点は、倫理に必要な原理は「権利と公正」か、あるいは「責任と関係」かというものである。キムリッカは、第三原理の区別についての相違が最も根本的な対立であるとし、さらにこの区別を構成してきた3つのアプローチを指摘している。すなわち、①普遍性と、個別的関係の保持の違いへの着目、②人間性の尊重と、個性の尊重の違いへの着目、③権利の主張と、責任の受容という違いへの着目である。①は、それぞれの原理における目的の相違についてであり、正義の原理は普遍的な公正の担保を目指す一方、ケアの原理は既存の人間関係の網の目の保持を目指すものとされる。②においては、正義が共通の人間性にのみ応答し相異なる個性には応答しない一方で、ケアの関係は具体的な他者の観点にもとづきその差異に対応する情緒的な関係であると主張される。③は、権利要求の尊重と責任の受容のいずれの観点から他者への配慮を捉えるかを問うものである。③について、ロールズの理論においても責任能力は重視されることから、この相違は二つの倫理における責任に対する立場の違いによるものとされる。すなわち、責任を生じさせる道徳的欲求について、正義の倫理は客観的不公正を、ケアの倫理は主観的苦痛をその根拠として位置付ける。キムリッカは、この対照の中に二つの倫理の対立における真の核心を見出している。それは、公正と個人的責任を道徳的概念としてどの程度重視するかである。正義の倫理は公正と自律を重視するがゆえに客観的な規則を適用しようとするのに対し、ケアの倫理は他者との関わりの中で必然的に生じる多様な文脈的な責任を重視するがゆえに、抽象化された客観的な規則を斥ける（キムリッカ 2005 pp.571-600）。

では、これら A 道徳的能力・B 道徳的推論・C 道徳的概念（①・②・③）の実質五つの論点を、規範・基礎づけ・メタ倫理学の三つの対立軸に沿ってどのように区分しうるか。まず A については、キムリッカが指摘する通り、正義の倫理は道徳原理の適用に際して道徳的な気質が必要となることを想定しているため、本質的な対立点ではないと考えられる。ただし、オーキンが論じるように、リベラリズムを含む伝統的な正義の倫理は、個人の道徳的能力を単に前提するのみにとどまりがちであり、その育成についての説明を欠く傾向にある（オーキン 2013 pp.61-176）。この点は後述する別の対立点と関連している。

B の道徳的推論の論点については、キムリッカはその対立を重視していないものの、容易に調停されるものではないと考えられる。ノディングズは感受性や共感をケアの不可欠な要素として主張したが、具体的な状況にあって抽象的な問題解決の枠組みを適用することを必ずしも否定していない。感情や共感的な没入のモードと抽象的で客観的な思考のモードを行きつ戻りつすることが重要であり、その中でも前者のモードが人として必要不可欠なものとして保持されるべきだと述べている（Noddings 1984 p.35）。共感を基礎としたケアの倫理にもとづく包括的な道徳理論を展開したスロートも、ケアの倫理における道徳的

な個人が理性的能力や推論能力を必要とすることを認めている。スロートによれば、ケアの倫理においては道徳が理性にもとづくものとは見なされない一方で、理性はなお重要な役割を担っている（スロート 2021 pp.176-7）。これらの議論において強調されているのは、ケアの倫理は抽象的あるいは客観的な推論に道具的な役割を認めたいうえで、道徳的行為の本質的で不可欠な要素として、共感や感受性をより重視するということである。したがってこの対立については、理性的判断と感性による判断のいずれを道徳規範がよってたつ基盤とするかという基礎づけレベルの対立として、および、道徳のあり方について理性主義に立つか感情主義に立つかというメタ倫理学レベルの対立として把握すべきである。

次に、C 道徳的概念に関する対立軸を取り上げる。まず①は、道徳の目的として普遍性や公平性を維持することと、個別的关系を保持することのいずれを志向するかという対立である。キムリッカはこれに関して、ケアの倫理が排除を避けるためにケア関係を社会全体に広げることがを主張する際には、普遍性の志向にコミットすることになる一方で、人類全体を一つの既存のケア関係と見るならば、「同じ人間である」ことを根拠とする点で普遍性にコミットすることになると指摘し、ケアの倫理の内部に個別性と普遍性の双方を志向するジレンマが存在すると述べている（キムリッカ 2005 pp.580-2）。このようにキムリッカはケアの倫理が必ずしも正義の倫理の普遍性への志向に対立するとは限らないとする。しかしながら、そのようなジレンマはケアの倫理が個別的关系の保持に根本的な道徳的重要性を付しているからこそ生じるともいえる。例えばケアの倫理の拡大を唱えるトロントは、ケアの倫理がいかに関係性の網を十分に広げられるかという問題について、アダム・スミスらによる「公平な観察者」の視点に訴える類の解決策は、個別の状況への具体的妥当性を欠く可能性があるために不適切であるとする。そのうえで、ケアの倫理がこの問題を解決する唯一の方法は、社会制度をいかに編成しうるかについての社会的・政治的理論を提示することであるとしている（Tronto 1987 p.661）。すなわち、ケアの倫理はそのジレンマを社会制度面で調停するしかないのであって、道徳規範の面では普遍性の担保への要請や、根本的に普遍性を志向する正義の倫理と対立せざるをえないといえる。したがって、①の対立は二つの倫理における道徳規範のあり方についての捉え方の違い、ひいては何を規範の根拠とするかの違いであり、メタ倫理学レベルおよび基礎づけレベルの対立として捉えられる。

②は共通の人間性と相異なる個性のいずれを人間に対する道徳的配慮の根拠とするか、および、そのいずれに対して道徳的に応答するかとの対立である。この点に関してキムリッカは、ケアの倫理が不偏化されれば共通の人間性にも訴えかけることになることと、正義の倫理における正義論も一般化された他者の尊重に限定されるわけではないことを指摘し、対立の解消が可能であると示唆する（キムリッカ 2005 pp.584-5）。しかし、このような解消は表面的である可能性がある。キムリッカがここで引用しているブラムによる記述は、ギリガンとコールバーグの発達心理学がそれぞれケアの倫理と正義の倫理の道徳理論に与えている性格の対比について述べたものである（Blum 1988 p.475）。ギリガンによれば、

……文脈的個別具体性をもってジレンマを再構成することで、原因と帰結についての理解が可能となる。そうした理解は、女性たちの道徳的判断の特徴として繰り返し論じられてきた、同情と寛容を伴う。仮説上の人物たちの骸骨のような生活に実体が与えられてはじめて、その人たちが直面している道徳的問題に映し出される社会的不正義を捉えることができる。また、そうしてはじめて、その道徳的問題の発生が示す個々人の苦しみや、その問題の解決が生み出してしまう苦しみを想像できるようになるのである。(ギリガン 2022 p.248)

ここでは、道徳的なジレンマの判断に際して、女性たちが対象の個別具体性に着目することで共感による道徳的推論を行っていたことが指摘されている。したがって、ケアの倫理が具体的な他者を道徳的配慮の対象にするのは、その道徳的推論が他者の具体的な性質や状況への共感にもとづくためであると捉えることが可能である。このように捉えれば、②の対立は B 道徳的推論の対立に由来するものであると理解することができる。

続いて③の権利の主張と責任の受容という論点に関して、キムリッカは二つの倫理における責任の捉え方の違いを指摘する。すなわち、正義の倫理においては道徳的な責任が客観的不公正の存在に根拠づけられる一方で、ケアの倫理においては主観的苦痛や幸福に根拠づけられるという相違である。そのうえでキムリッカは次のように結論づける。

……いまや、正義によって文脈が考慮されにくい理由は、認識論的ではなく、道徳的に説明できることがわかる。規則の学習と適用は、公正と自律にとって必要だからこそ、正義によって重視されるのである。……道徳的能力と道徳的推論にとって文脈の考慮がどの程度重要であるかについての議論の相違は、道徳的概念として、公正と個人的責任がどの程度重要であるのかについての、より根本的な相違に由来している。最初の二つの対照は、道徳的概念としての公正と責任、という第三の対照によってもたらされたものである。(キムリッカ 2005 p.596)。

ここでは、ケアの倫理と正義の倫理の対立点として先行して取り上げられた A 道徳的能力と B 道徳的推論における相違の源泉として、公正と責任のいずれを道徳のより根本的な根拠に置くかについての対照が提示されている。しかしながら、これをそのまま基礎づけレベルの対立として把握することには難点があると考えられる。なぜなら、キムリッカの説明をもってしても公正と責任という概念の対照関係が不明確なためである。まず、責任に関してキムリッカはこれを正義の倫理においても中核に位置する理念であるとし、むしろ責任に対する立場の相違が問題であるとしている(キムリッカ 2005 p.590)。公正という概念に関して、キムリッカはこの箇所において明確な説明を与えていないが、同書第 2 章の功利

主義に関する議論において、「功利主義者は、平等な顧慮という目的の実現を追求しているが、それを最もよく実現するのは、公正な取り分という理論を含むアプローチである。」(キムリッカ 2005 p.64) と述べている。キムリッカがこの「公正な取り分という理論を含むアプローチ」として続けて検討するのが、ロールズの正義論である。ロールズが自らの正義原理の根拠とする仮説的契約とは、キムリッカによれば「ある平等の構想を具現化する方法であり、その平等の構想にもとづいて社会制度の公正な規制のあり方を導き出すための方法である」(キムリッカ 2005 p.94)。ロールズは、公正な原初状態における契約の際に契約当事者たちが効用原理を選択することはありそうもなく、代わりに正義の二原理を選択すると主張していることから(ロールズ 2010 pp.20-1)、公正とは正義の倫理の中でも特にロールズの正義論における中心的な理念であるといえる。そこでの公正の要請が由来するのは平等の理念であり、それこそが正義の倫理における基底的な目的であり規範の根拠となるものである。しかしながら、ケアの倫理が平等の理念にコミットするものでないとは言いきれない。キテイはフェミニストによるリベラリズムの平等概念に対する批判論の展開について、「平等批判は、平等がその伝統的な意味で用いられる限り、私たちの手をすり抜けていくと考える点において正しい」(キテイ 2010 p.58) と述べる。一方で、他者をケアし育むという理念を維持するためには平等の理念を放棄するわけにはいかないとし、自身の研究において「依存の問題と両立し、公正の要求だけでなく、つながりの要求をも包み込むような平等の考え方を明らかにしていくこと」(キテイ 2010 p.59) を目指している。したがって、ここで問題とされているのは平等の理念の是非ではなく、その内実であるといえる。

ロールズは、自身の理論を「公正としての正義」として提示することによって、公正な初期状況において合意されるものが正義の諸原理であるという考えを示している。すなわち、正義の諸原理の論証に負わすのが理に適う複数の制約条件を課した仮説的な初期状況を定めることで、その状況下における契約当事者たちの合意によって、公共的に受け入れられる理に適った原理が特定されるということである(ロールズ 2010 pp.18-25)。この仮説的な初期状況としての原初状態について、そこでの当事者たちの性質はロールズによって以下のように記述されている。

原初状態の当事者たちは平等・対等であると仮定するのが理にかなうだろう。すなわち諸原理を選択する手続きにおいて、全員が同一の権利を有している。……もちろん、こうした条件の趣旨は、道徳的人格(おのれの善の構想を抱き、正義の感覚を発揮することができる被造物)としての人間存在がすべて平等であることを示すところにある。平等の基礎は二つの点における類似性にあると考えられよう。(ロールズ 2010 p.27)

すなわち、原初状態における諸制約は、そこにおいて人間存在の平等を仮説的に実現させるために設定されている。これに関連して、ロールズは公正としての正義について、カントの

自律の概念を基礎とした解釈が可能であると述べている。ロールズによれば、カントは人びとを自由かつ平等な理性的存在者として性格づける条件下で道徳的立法が合意されると想定しているのであり、その構想を解釈する一つの試みが原初状態の記述であるという。カントはある人の行為の原理がその人の自由かつ平等な理性的存在者としての自然本性の最も適切かつ可能な表現として選ばれているとき、その人は自律的に行為していると考えていたとロールズは解釈している（ロールズ 2010 pp.338-340）。したがって、ロールズが公正な初期状況の条件として理想的に想定する平等とは、本来的に理性的な存在として自律的に行為することができる人間のあいだで成り立つものであるといえる。

一方で、平等の理念を支持しているケアの倫理の論者たちの見方において、人びとの平等のあり方は、このようなカント的な構想におけるあり方とは大きく異なっている。キテイは、人間の成長、病気、老衰といった不変の事実にもとづき、依存が人間存在にとって避けられないものであると指摘したうえで、ロールズによる平等の理念化やその理論全体において、人間にとって不可避の依存の存在が考慮されていないことを批判する（キテイ 2010 pp.196-204）。ロールズの想定する個人を基盤とする平等に対して、代替的な平等の構想としてキテイが提示するのが「つながりにもとづく平等」である。この構想においては、「みな誰かお母さんのこどもである」ことを前提に、母的關係のアナロジーとしてのケアや依存にもとづく関係性そのものが道徳的な要求の源泉として見なされる（キテイ 2010 pp.154-167）。

このように、ケアの倫理の理論においても平等を支持する主張がなされる例もあり、その際にケアの倫理と正義の倫理の対立点となるのは、どのような人びとの間のどのような平等を理念とするかである。この点に着目すれば、二つの倫理についてキムリッカが提示した公正と責任という対照は、理性的存在者として自律的な個人たりうるという意味で平等な存在か、あるいは例外なく非対称な関係性の中にありうるという意味で平等な存在かという人間観の相違として捉え直すことができる。ここでの人間観とは道徳規範以前の哲学的問題であるといえるが、その相違によってもたらされているのが①の対立、すなわち普遍性の担保と個別的關係の保持という基礎づけレベルかつメタ倫理学レベルの対立であると考えられる。なぜなら、原理の普遍性は自律した個人間の公正をもたらすものであり、個別的關係の保持は依存者のニーズへの応答責任の連関を擁護するものだからである。加えて、この人間観の相違が A 道徳的能力の論点において指摘された、正義の倫理が個人の道徳能力の育成についての説明を欠く傾向にあることにもつながっているといえる。自律的な個人を基本とする人間観は、幼児からの成長過程の存在を捨象するか軽視することにつながるためである。

本節では、ケアの倫理と正義の倫理の対立点をキムリッカによる整理にもとづいて把握し、それぞれの対立点が品川の示した基礎づけレベル・メタ倫理学レベル・規範レベルのいずれの対立軸におけるものとして捉えられるかを確認した。その結果、それぞれの人間観の

相違によって、基礎づけレベルにおいては普遍性の担保と個別的关系の保持のどちらを道徳規範の根本的な目的とするかという対立が生じていることが明らかになった。加えて、抽象化や原理の適用といった理性的推論と、具体的な状況に対する感情や感受性による応答のいずれを道徳的判断の根拠にするかという相違も、基礎づけレベルの対立として把握しうることが確認された。これらの対立が、倫理すなわち道徳規範とは普遍的なものか個別なものか、そして倫理における道徳的な判断は理性の働きによるものか感性の働きによるものかというメタ倫理学レベルでの対立にもつながっている。

第2章

前期ロールズ正義論とケアの倫理

前章では、初期のケアの倫理と、その後の理論的な展開を概括した。発展的なケアの倫理においては、ケアがすべての人にとって重要な価値であることが主張され、ケアの倫理にもとづく社会的な政策のあり方が論じられるようになったことが確認された。ケアの倫理と正義の倫理の対立に関しては、基礎づけレベルの対立として、普遍性の担保と個別的关系の保持のいずれを道徳規範の基底的目的とするか、および、理性と感情のいずれの働きを重視するかという対立が確認された。これに関連して、メタ倫理学レベルの対立として、道徳規範は普遍的なものであるか個別的なものであるか、および、道徳的判断は理性によるものか感性によるものかという、倫理についての捉え方の相違が確認された。

本章では、正義の倫理およびリベラリズムの代表的な理論として、ケアの倫理の論者たちに頻繁に引かれ疑義の対象となっているロールズの正義論に焦点を当て、ケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立について論じる。ただし、ロールズの理論を分析するにあたっては、正義の原理が導かれる方法論に変化があったことに注意する必要がある。渡辺によれば、ロールズの思想の発展史は四つの時代に区分しうる。初期は功利主義の改良を測った時代から、1958年の論文「公正としての正義」で展開された社会契約論へと至る過程である。前期は、1958年よりのちのさまざまな論文における探究が1971年の『正義論』に結実するまでの過程である。これは今日広く知られているロールズ正義論の基本的な概念や体系が完成された段階として捉えられる。中期は、1971年以降各界からの批判を受けて『正義論』に修正を施していく時代である。改訂版のもととなった1975年の『正義論』ドイツ語版から、1980年の論文「道徳理論におけるカント的構成主義」や1982年の論文「社会的統一と基本善」まで続く、カント的構想への傾斜が強まった期間である。そして後期が、1985年の論文「公正としての正義——政治的であって形而上学的ではない」から、1993年の『政治的リベラリズム』へと至る時期である。この間ロールズは中期におけるカント的な修正主義を脱し、「政治的構想」に特化していった（渡辺 2001 pp.232-4）。渡辺の時代区分に表れているように、ロールズの正義論における主著は『正義論』と『政治的リベラリズム』である。詳しくは次章において分析するが、年を経て著された両者の間には、特に方法論において重要な相違がある。したがって、ケアの倫理との対比を行うにあた

っては、二つの著作それぞれにおける理論的立場を検討する必要がある。よって、本章ではまず『正義論』で展開された前期ロールズの正義論に絞って分析し、次章において後期のロールズの理論を分析する。なお、2001年に公刊された『公正としての正義 再説』は、家族についての第50節を除く大部分の草稿が1989年までに完成していたものであるため、本稿では『政治的リベラリズム』とほぼ同時期に著された後期の正義論として扱う。

1. 前期ロールズ正義論における正義の原理と方法論

本節では、『正義論』における前期のロールズの正義論について、その要諦をまとめたうえで、そこでの正義の原理を導出する方法論について確認する。

ロールズによれば、正義は社会の諸制度が第一義的に発揮すべき効能 (the first virtue) である。人びとの協働の冒険的企てとしての社会においては、成員の利益が増進するようもくろまれているだけでなく、正義に関する公共的な考え方が社会の基礎的な諸制度を事実上統制している場合、その社会は秩序だっているといえる。実際には、これまでの歴史上でそのような<秩序だった社会>が実現したことはなく、正義と不正義をめぐる問題は未解決である。しかし、正義の内容についての意見の相違にもかかわらず、人びとは正義の必要性、すなわち、基本的な権利と義務を割り当て、社会的な協働の便益と負担との適正な分配と見なされるものを決定する一組の原理が必要であることを理解している (ロールズ 1979 pp.3-4, 2010 pp.6-8) ⁽¹⁾。これらの前提のもと、ロールズは正義に関する体系的な説明を提示することを試みる。その際にロールズが目指すのは、近代の道徳哲学のみならず社会や経済についての包括的な理論的枠組みとなってきた功利主義に対して、これに取って代わりうる正義観を社会契約論の伝統の中から明らかにしたうえでより精緻化し、デモクラシーの社会の道徳的基盤とすることである (ロールズ 1979 pp.xi-xii, 2010 pp.xx-xxii)。

ロールズは正義について論じるにあたり、<社会の基礎構造>、すなわち政治の基本組織や社会経済の重要な制度編成を第一義的な主題とする、社会正義についての議論に専念することを表明している。社会の基礎構造は、人びとの社会的地位に応じた優遇措置となり、実績や功績といった観念では正当化できない不平等を生じさせてきたと考えられるためである。さらにもう一つの制限として、理想状態としての秩序だった社会を統制しうる正義の諸原理についての検討が、その考究の中心になると述べられている (ロールズ 1979 pp.6-7, 2010 pp.11-3)。

続いて、正義の原理を導出し正当化するうえでの方法論を確認する。ロールズによれば、自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において受諾すると考えられる原理が、正義の原理として社会的協働の種類や設立されうる統治形態を定める。平等な自由が成立した初期状態としての<原初状態>は、伝統的な社会契約説における<自然状態>に対応するものであ

るが、それは一つの正義の構想にたどり着くべく適切に特徴づけられた純粋に仮説的な<契約の出発点をなす現状>であって、そこで達成される合意が公正であることを保証するものである。このような理路によって導出される正義の諸原理が、公正としての正義と名付けられる⁽²⁾。原初状態がどのようなものであるかは、正義の諸原理がある一定の条件のもとで選択されるはずだという一般に共有された推定にもとづいて解釈され、その解釈によって原初状態における諸条件が定められる。そのような解釈の正当性は、第一に、私たちが事実上受け入れているものであるということに依拠している（ロールズ 1979 pp.9-17, 2010 pp.16-30）。原初状態についてまず提示されるのは、そこでの契約当事者たちが道徳的人格として人びとを表していることである。ここでの道徳的人格とは、自分自身の諸目的をもち、正義の感覚を備えた合理的存在者であるとされる（ロールズ 1979 p.10, 2010 p.18）。さらに、公正としての正義を導くために、原初状態の契約当事者たちに課するのが理にかなうと考えられる諸条件を表すものとして提示される概念が<無知のヴェール>である。これは、「当事者たちが道徳的人格として対等に表象・代表されており、かつその帰結が気まぐれな偶発性や社会的勢力の相対的なバランスによって左右されることのない事態」（ロールズ 1979 p.94, 2010 p.162）としての原初状態を実現するために、当事者たちに課されるものである。無知のヴェールの背後に位置づけられることによって、当事者たちは特定の事実を知らないと想定されることになる。具体的には、自分の社会的地位や、生来の資産や才能の分配における運、本人の善の構想の内容、心理的特徴、自分たちが属する社会の経済的・政治的・文化的状況、そして自分たちが属する世代についての情報を有さないとされる。一方で、当事者たちは人間社会に関する一般的な事実や情報は有しているとされる（ロールズ 1979 pp.105-6, 2010 pp.185-6）。加えて、原初状態の当事者たちはそこでの合意がなされる際に<正義の状況>が確立していることを知っているとして想定されている。ロールズによれば、それは人間の協働を可能かつ必要なものとする社会の通常の状態であり、正義の役割を規定する後ろ盾となる条件がそこにおいて成立している。その条件とは、第一に人間の協働を可能かつ必要にする客観的・客体的な状況であり、第二に協働する人びとの主観的・主体的な状況である。その中でも、諸資源の適度な希少性と、自己の善の構想についての権利要求を提示する<自己への利害関心>が強調される。ロールズはさらに正義の状況における人びとに関して、おのおのが一家の長であり先行する世代や身近な子孫のことを気に掛けることや、相互に利害関心を持たないといった特徴が当てはまるとしている（ロールズ 1979 pp.99-101, 2010 pp.170-4）。

続いて、原初状態についての記述を正当化するもう一つの側面としてロールズが提示するのが、原初状態で選択される諸原理が、正義に関する私たちの熟考された確信と合致するかどうかを調べるというものである。すなわち、現時点で私たちが直観的に下し最大限の確信を有している社会の基礎構造に関する判断と同一のものにたどり着くかどうか、あるいは原理がきちんと熟考したうえで賛同できる解決策を提示してくれるかどうかを照らして、

初期状態の解釈の妥当性をチェックするという作業である。このように、初期状態の最も望ましい記述については、一定の条件の下でもたらされた原理と私たちの熟考された確信の二つを照らし合わせ、それぞれの修正によって食い違いをなくしてゆくことで、最終的に双方が適合しあう均衡点が見出されると想定されている。このような仮説的な反照・熟考の理路が<反照的均衡>である。その精緻化の作業に導かれて、道徳的な判断・原理・前提の三者のつながりを最もうまく解釈しうる観点が明らかになり、原初状態において合意された原理が正当化される（ロールズ 1979 pp.15-7, 2010 pp.28-31）。

以上が正義の原理への合意がなされる仮説的な初期状況である原初状態の設計についての概説であるが、そこでの当事者たちが複数の正義の構想を比較し最終的な意思決定に至ることを可能にするためにロールズが導入するのが、善の<希薄理論>の概念である。それは、原初状態の当事者たちが正義の原理を選択するための基礎となる合理性の観念を解明するために必要とされる、善についてのある種の理論である。その理論の主要な理念は、善とは合理的な欲求を充たすことである、というものであり、ロールズによればカントやシジウィックといった哲学者たちが立場の違いにかかわらず共通に受け入れてきたものである。これを当事者たちが受け入れていると想定することにより、彼らがおのれの自由と自尊を確保するよう努力すべきであることと、自分たちの達成目標を推し進めるために、通常基本財をできるだけ多量に要求することの二点が、原初状態での推論について示されることになる（ロールズ 1979 p.71, pp.309-10, 2010 p.125, pp.518-20）。さらにロールズによれば、原初状態においてはマキシミン・ルールという指針を採用することが合理的であるような特徴が備わっている。マキシミン・ルールとは予想される最悪の結果によって選択候補をランク付けすることを命じるものであり、当事者たちが自由をはじめとする基底的な利害関心を守るためにこれに従うことによって、功利主義ではなく正義の二原理が選択される（ロールズ 1979 pp.116-8, 2010 pp.206-11）。

2. 前期ロールズ正義論における普遍性と理性の位置づけ

本節では、前章においてケアの倫理と正義の倫理の間で普遍性と個別性、および理性の働きと感性の働きのうちのいずれを道徳規範の根源的な特徴および根拠と見なすかについて、メタ倫理学レベルおよび基礎づけレベルでの対立が存在することが明らかになったことをふまえ、前節で確認した正義の原理とその導出過程において、普遍性と理性がどのような位置づけにあるかを確認する。本節において明らかになるのは、両者が『正義論』における議論において根本的な重要性を有するがゆえに、前章で把握された二つの倫理の対立点は、前期のロールズの正義論とケアの倫理との間において解消しえないということである。

2.1. 普遍性の位置づけ

以下では、前期の正義論における普遍性の位置づけを明らかにする。まず着目すべきは、『正義論』第23節において、本書におけるメタ倫理的な立場が表明されていることである。ロールズによれば、原初状態にある人びとの状況は一定の制約を反映するものであり、それらの限定は、正義の諸原理だけでなくあらゆる倫理的な原理の選択に当てはまるものであるという。ここにおいて、正義の概念に課されるべき諸制約の一つとして、原理は適用に際して普遍的でなければならないという条件が挙げられている。すなわち、原理はあらゆる人に成立しなければならないとされる（ロールズ 1979 pp.101-3, 2010 pp.175-9）。この制約が示されることにより、前期の正義論がメタ倫理的な普遍主義に立脚していることが明らかになる。

続いて、上述のメタ倫理的な立場に関連して、基礎づけ、すなわち規範の根源的な根拠としても普遍性が重視されていることを確認する。まず、『正義論』においては<厳格な遵守理論>、すなわち理想状態を扱う理論が中心的な考察対象とされることが述べられている。その理由は、<部分的な遵守理論>、すなわち非理想状態における不正義への対処についての理論が扱う日常的で喫緊な諸問題は、理想理論によってのみ体系的に把握しうるためであるとされる（ロールズ 1979 p.7, 2010 pp.12-3）。一方で、事例ごとに比較考量するほかない複数の正義の原理が存在し、それぞれに相対的な重要性を割り振ることは不可能であるとする直観主義が採用されるならば、正義の構想が人によって異なることとなり、合理的な議論が不可能になる（ロールズ 1979 pp.24-30, , 2010 pp.48-59）。直観主義を批判し、直観への依拠を最小限に抑えた基底的正義の構想を提示しようとしたロールズは、道徳規範の正当性を根拠づける基底的な価値として普遍性を位置付けていたといえる。

このように、前期のロールズの正義論においては、メタ倫理的立場においても規範の基礎づけにおいても普遍性が不可欠であるとされたことから、原初状態に課される諸条件も普遍的な妥当性をもつものとして提示されている。そうした条件には、人格についての理念や、無知のヴェール、正義の状況等が含まれるが、中でも人格の理念はロールズの正義論とケアの倫理との対立の要因となっている。第1章で先述した通り、『正義論』における公正としての正義はカントの自律の構想と定言命法の手続きについての解釈を反映したものであるとされる。ロールズによれば、原初状態における道徳性と合理性を備えた人格という構想は、自由かつ平等な理性的存在者としての人間の自然本性を表現するものであるため、普遍性を有している。さらにそのような人格をもつ当事者が選択した原理は、それに従う行為者の自律を表すものとなる（ロールズ 1979 pp.194-9, 2010 pp.338-47）。ここに見られる、当事者は自由かつ理性的な存在者として自律的であるがゆえに原理を選択する平等な資格をもつという想定は、人間が他者への依存を不可避の事実とし、生涯にわたってケアを必要とする存在であると捉えるケアの倫理の見解と明確に対立する。しかし、渡辺幹雄によれば、人びとが自由かつ平等な道徳的人格を体現しているという想定は、ロールズの正義論にお

ける一つの基礎的判断であるため、これが破棄されれば、原初状態で選択される正義の原理がリベラリズムの形態にとどまることはできなくなる（渡辺 2001 p.81）。すなわち、ロールズの正義論におけるカント的な人格の構想は、原初状態で正義の二原理が選択されることを確実にするために不可欠の条件であるため、その普遍性が否定されることがあってはならないものである。ここにおいて、ケアの倫理とのメタ倫理学レベルおよび基礎づけレベルの対立が調停しえないことが示されている。

2.2. 理性の位置づけ

ここからは、前期の正義論における理性の位置づけを確認する。普遍性とは異なり、理性の概念が正義の原理やその導出において占める地位が明示的に言及される箇所は、『正義論』においてはごくわずかである。したがって、以下ではケアの倫理との対比を念頭に置き、抽象化や原理の適用といった推論的思考を含む判断を理性の行使として捉えたうえで考察を行う。

前期の正義論において理性が関連する部分は主に三つある。第一に、原初状態における諸条件の特徴づけにおいてである。まず、原初状態は公正な合意を可能にするための一定の条件を備えた仮説的な状況であるが、そこに課される諸条件が最も推奨されることの根拠として、それらが現実世界の我々の熟考と反照の理路によって特定されたと見なせるような、一般に共有された推定にもとづいたものであることが説明されている。さらに、原初状態の記述を正当化するもう一つの要素である反照的均衡の過程においても、我々は自らの正義に関する熟慮にもとづく判断と、原初状態の諸条件との比較考量を繰り返すことによって、最も適切な条件を確信するとされる（ロールズ 1979 pp.13-7, 2010 pp.25-31）。このように、原初状態における諸条件は、我々の熟慮にもとづく理性的な推定と、それにもとづく確信の共有によって正当化されるとされている。

第二に、原初状態における当事者の能力においてである。当事者たちは合理的であるゆえに、無知のヴェールによって自らの地位や善の構想に関する知識等を失った状態でさえ、複数の選択候補をランクづけるための知識にもとづき、最適な合意に至ることができるとされる（ロールズ 1979 p.110, 2010 pp.192-3）。ここでは、基本財の選好に関わる善の希薄理論や、マキシミムルールといった基準にもとづいた合理的な推論が想定されているといえる。このような原初状態の当事者の能力は公正としての正義のカント的解釈に関連している。ロールズによるカント倫理学の解釈においては、人びとは自由かつ平等な理性的存在者としての自然本性をもつとされる。したがって、原初状態の当事者たちにカントの道徳理論における理性的人格が付与されることにより、諸原理の合理的な選択が可能になる（ロールズ 1979 pp.194-6, 2010 pp.338-41）。

第三に、正義の原理と人びとの正義感覚についての説明においてである。反照的均衡の成立は、原初状態における諸条件のみならず、そこで導出された原理に対しても追求される。

正義の二原理と我々の熟考・反照を経た判断とを合致させることができたならば、正義の原理は人びとの正義感覚を律する諸原理を包括的に記述するものとして捉えられるようになる（ロールズ 1979 pp.34-5, 2010 pp.68-70）。加えて、このような記述された正義感覚としての正義の原理は、秩序だった社会の成員一人ひとりにも適用され、社会の正しい制度編成を発展させるという自然本性的な義務に従って行為するよう動機づける道徳的情操になるとされる（ロールズ 1979 pp.370-4, 2010 pp.620-6）。ここにおいては、正義感覚や道徳的情操が原理にしたがうものとして提示されている。

以上で確認されたように、原理の適用やそれにもとづく熟考といった理性の行使は、我々が原初状態における適切な条件を特定し正当化する段階から、契約当事者たちがその条件下で正義の原理に合意し、秩序だった社会の人びとがその原理を受け入れ行為を律するに至るまで、欠かせない役割を果たすものとなっている。したがって前期の正義論に関しては、道徳規範は理性にもとづくものであるとする厳密なメタ倫理的理性主義、および、道徳判断は理性や原理的思考に基礎づけられるとする立場をとっていると結論づけられる。ここにおいて、具体的状況に対する感受性やそれによる応答が倫理や道徳的判断に不可欠の要素であるとするケアの倫理との間で、メタ倫理学レベルおよび基礎づけレベルでの対立が解消されえないものであることが明らかになった。

本章では、『正義論』における正義の原理とその導出のための方法論をまとめたうえで、前期のロールズ正義論において、普遍性と理性がいかに位置づけられているかについて考察した。その結果、前期の正義論とケアの倫理の間において、基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立は解消が不可能であり、両者は統合されえないことが確認された。そこで、次章では後期の正義論における方法論の変化を確認したうえで、普遍性と理性の位置づけが前期と比較していかに変化したか、および、それに伴ってケアの倫理との対立関係がどのように変化したかについて検討する。

[注]

2.1. ジョン・ロールズの『正義論』の初版は1971年に出版されたが、その後ハーバート・ハートらからの批判を受け、1975年のドイツ語版出版にあたって初版の原文を修正している。1999年にアメリカで公刊された『正義論 改訂版』は、基本的にドイツ語版をもとにしたものである（齋藤・田中 2021 pp.108-9）。本稿では前期の正義論と後期の正義論とを完全に区別するために、前期については初版の邦訳版（矢島欽次ほか訳）を参照する。ただし、ロールズ正義論に関する現代の一般的な訳出表現を反映させることを意図し、本稿執筆にあたっては改訂版（川本隆史ほか訳）における対応箇所を参照した。

2.2. ロールズは正義の二原理を含む正義の構想について、前期から後期まで一貫して「公正としての正義」と呼んでいる。本稿では、前期と後期を比較し正義の構想の性質および導出方法に相違があることに着目するために、後期の正義論における正義の政治的構想については<公正としての正義>と表記して前期と区別する。

第3章

後期ロールズ正義論とケアの倫理

本章では、後期のロールズ正義論とケアの倫理の統合について論じる。まず第1節において、『政治的リベラリズム』および『公正としての正義 再説』を中心とする後期の著作における正義の原理の位置づけと、その原理を導出し正当化するうえでの方法論の変化を確認する。続く第2節と第3節では、前期のロールズ理論においては諸原理を導くうえで不可欠であった普遍性と理性の働きに対し、後期の理論においてどのような位置づけがなされているかを考察する。それによって、前期の正義論においては調停が不可能であった、ケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立が、後期においては社会政策論としてのケアの倫理との間で解消されていることを明らかにする。第4節においては、基礎づけレベルでの統合のあり方について考察を加える。

1. 後期ロールズ正義論における正義の政治的構想と方法論

ロールズによれば、『正義論』において展開された公正としての正義には重大な問題が内在している。すなわち、秩序だった社会における安定性を説明するうえで、包括的な哲学上の世界観としての公正としての正義が市民に共有されているという非現実的な理念に依拠している点である。ロールズは近代のデモクラティックな社会について、人間理性が発揮されることの必然的な帰結として、相容れずとも理にかなった包括的世界観の多元状態にあると想定する。このような社会における<穏当な多元状態の事実>をふまえると、公正としての正義が包括的な世界観として共有された秩序だった社会という理念は非現実的であり、つじつまが合わない（ロールズ 2022 pp.xiv-xvi）。この問題を修正するにあたり、ロールズは正義論の中心的な目標を変化させている。『正義論』においては、立憲デモクラシーの哲学的な擁護論として功利主義や直観主義に取って代わる正義についての体系的な説明を提示することが目指されている一方で（ロールズ 1979 p.xi, 2010 p.xii）、『政治的リベラリズム』においては、「基本的な政治的諸問題に関する正当化の、理にかなった公共的基礎を可

能とする諸条件を明らかにすること」(ロールズ 2022 p.xviii) が政治的リベラリズムの達成目標であると述べられている。それはまた次のような問いの探求として提示される。

理にかなった宗教的・哲学的・道徳的世界観によって深く分裂した自由で平等な市民からなる社会が、長期にわたり安定的で正義にかなったものであることは、いかにして可能なのだろうか。……自由で平等だが、世界観をめぐる根深い衝突によって分裂した市民の間における、社会的協働の公正な条件とは何か。[あるいは、] 必須の政治的構想が実際に可能であるとして、そのような政治的構想の構造および内容はどのようなものか。(ロールズ 2022 p.xxv)

ロールズはこの中心的な問いに答えるために、二つの側面から段階的にアプローチする。第一の問題として、社会におけるもっとも適切な政治的正義の構想を特定する試みがなされる。第二の問題として、その構想が受け入れられた穏当な多元状態にある社会でいかに寛容が成立するが考察される。この二つのアプローチを統合することで、私たちの熟考された確信と一般性のあらゆるレベルで合致する正義の政治的構想が明らかになるとされる。そのような統合のあり方をロールズは「正当な反省」と表現し、『正義論』における反照的均衡と同一視する(ロールズ 2022 pp.5-10)。しかし、それぞれの問いに答えるための道すじについては、『正義論』における行論と比較すると相違がある。

第一の問題については、最も適切な基礎的諸制度の構想を導くための共有された土台を見出すことが目指される。この段階では、私たちの堅固な確信に内在する基礎的な諸理念や諸原理を、整合的な正義の政治的構想にまとめ上げる試みがなされる。まず、ロールズが導出しようとする政治的構想としての<公正としての正義>の基底的な統括理念となるのが、世代から世代にわたる<協働の公正なシステムとしての社会>の理念である。これはデモクラティックな社会の公共的な文化に潜在していると私たちが考えている理念であるとされる。その重要な要素として、協働に参加する人びとによって公共的に承認されたルールと手続きに従っていることと、<互恵性の理念>にもとづく市民間の協働の公正な条項を含んでいること、および各参加者の合理的な有益性あるいは善という理念を必要とすることが挙げられる。加えて、そのような社会についての理念と調和するものとして、人格についての基底的理念がある。ここでの人格とは市民となりうる人を指す概念であり、デモクラティックな思考の伝統に従って、市民は自由で平等な人びとであるとされる。市民たちは、正義感覚の能力と善の構想に関する能力という二つの道徳能力および理性的能力をもつことによって自由であり、かつこれらの能力を社会の成員として必要最低限に有している点で平等であると見なされる(ロールズ 2022 pp.22-3)。続いて、そのような存在としての人びとによって公正な合意が結ばれうる諸条件をモデル化する<代表・再現の装置>としての原初状態の理念がある(ロールズ 2022 pp.27-34)。これらの理念、特に自由で平等な市民の理

念と併せて、協働の公正なシステムとしての社会という基底的理念を構成するのが、<秩序だった社会>の理念である。その特徴は、第一に誰もが同一の正義の諸原理を受け入れていることが知れ渡っている。第二に、その社会の基礎構造が正義の諸原理を充たしていると公共的に知られているか信じられている。第三に、その市民は実効的な正義感覚によって社会の基本的諸制度に従っており、彼らの権利要求を裁定する共有された観点が正義の構想によって確立されている（ロールズ 2022 pp.42-3）。

これらの諸理念を結びつけるものが、政治的構成主義の理念である。原初状態において選択される政治的正義の構想は、政治的構成主義の手続きに従って導出されたものとして見なされる。その手続きとは、市民の代表者でありかつ理にかなった諸条件に服している合理的な行為者が、社会の基礎構造を統制する正義の公共的構想を選択するというものであり、これが原初状態によってモデル化される。ロールズによれば、この手続きは社会と人格についての構想と一体となった実践理性の諸原理から正義の諸原理が得られる方途を示すものである。構成主義的な手続きに従った政治的構想は、協働の公正なシステムとしての社会の理念と、実践理性を用いる点で自由で平等な市民という理念の、二つの公共的に共有された理念から練り上げられていると見なしうるために、後述する重なり合うコンセンサスの焦点となりうるものとなる（ロールズ 2022 pp.110-1）。この政治的構成主義において構成される対象は、原初状態の当事者たちによって選択される正義の諸原理から成る、正義の政治的構想の内容である。ただし、原初状態それ自体は構成されるものではなく、ただ設計されるのみである。自由で平等と見なされ、かつ道理をわきま合理的である市民の間での協働の公正なシステムとしての<秩序だった社会>という基底的理念が、その設計の開始点となる。すなわち、市民の構想と秩序だった社会の構想の二つが土台として構成主義的手続きに組み込まれ、その形式や特徴を規定するのである（ロールズ 2022 pp.126-8）。

次に、第二の問題に対するアプローチを確認する。前述した第二の問いは、第一段階で暫定的に得られた<公正としての正義>の構想が、秩序だった社会において十分な統一性と安定性を確立しうるかという問いでもある。それはまた、第一段階で正当性を認められた正義の構想が、いかにして政治権力の正統性を確立しうるかを問う問題として位置づけられる。この第二段階において、政治的リベラリズムのもう一つの基底的理念である<重なり合うコンセンサス>の理念が導入される。ロールズによれば、安定性の問題は第一に道徳心理の側面から説明されるが、第二に、この重なり合うコンセンサスの理念から説明される。この理念が示すのは、理にかなった諸世界観によって、それぞれの独自の視点から一つの正義の政治的構想が肯定され擁護されている状態である。ここでは穏当な多元状態にある秩序だった社会において、第一段階で導かれる政治的構想としての<公正としての正義>に対し、いかにそのようなコンセンサスが成立しうるかが説明される（ロールズ 2022 pp.162-208）。

続いて、重なり合うコンセンサスによって安定性をも確立された正義の政治的構想を、実際の政治権力の行使における正統性と結びつけるのが、公共的理性の理念である。公共的理

性とは、デモクラティックな市民としての立場を共有する人びとの理性であるとされる。この理性が用いられる対象は憲法の本質的要素と呼びうる政治的諸課題や基底的正義の諸課題であり、その内容は政治的正義の構想に表された正義の諸原理と併せて、原初状態において合意される。市民たちは憲法が定めるような基底的正義の問題についての公共的な議論において、自らの見解を根拠づける知識と理由づけの方法が、公共的に受諾されているか入手されうるものであることを示すことが可能でなければならない（ロールズ 2004 pp.158-67, 2022 pp.257-75）。

この公共的理性による制約の背景にあるのは、立憲体制における政治的な関係性の特殊な性質である。それは社会の基本的諸制度の内部における、自由意志にもとづいた参加や退出が不可能な関係性であり、そこで行使される政治的権力は集合体としての市民による強制権力である。こうした特徴をもつ立憲体制の社会においては、いかなる権威の行使が適切であるかを定めることが不可欠であることをふまえ、ロールズがこの問題に対して提示するのがリベラルな正統性原理である。この原理によれば、市民たちの政治権力が十分に適切であるのは、「自由かつ平等な市民全員が、自分たちに共通の人間理性にとって受け入れうる原理と理想に照らして是認すると無理なく期待しうる本質的要素を有する憲法にしたがって、政治権力が行使される場合のみである」（ロールズ 2022 p.165）。この正統性原理によって、市民は自らの公共的な意見の表明等の政治的な行いに対して、公共的理性を用いて理由づけを述べる用意があることが要請される。

2. 普遍性の位置づけをめぐる対立の解消

本節では、前節で確認した方法論の修正によって、ロールズの正義論とケアの倫理との間の、普遍性の位置づけに関する基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立が解消されていることを示す。

第2章で論じた通り、前期のロールズ理論においては、以下の点で普遍性に重要な位置づけが与えられていた。第一に、正義の概念に課される諸制約における、原理は普遍的でなければならないという条件である。第二に、『正義論』においては理想状態を扱う理論が中心的な考察対象とされていた。これらの条件から、原初状態における諸条件も普遍的な妥当性をもつものとして提示されていることが確認された。その中でもケアの倫理との対立を引き起こす要因として捉えられるのが、原初状態の当事者がカントの形而上学的な人格の理念を体現するものとして想定されている点であった。このように、前期の正義論は、道徳規範の基礎づけとなる価値として普遍性の保持を捉えるとともに、原理は普遍的に成立しなければならないというメタ倫理的な普遍主義をとっていた。

一方、後期の正義論においては、普遍性の位置づけについて、前期との相違が三つ確認し

うる。第一に、正の概念に関わる諸制約についてである。

第一諸原理が一般的かつ普遍的であることを要求するのは、道徳哲学では珍しいことではない。……原理は、矛盾も自己論駁的不整合も一切伴わずにすべての道徳主体に、今の場合、問題となっている社会の全市民に適用することができる時、普遍的である。(ロールズ 2004 p.153)

上記は、『正義論』第 23 節に対応して、原初状態のモデル化において課される正の概念に関わる諸制約について説明される箇所であるが、原理が普遍的に適用されるべき道徳主体の範囲が「問題となっている社会の全市民」に制限されている点で、『正義論』における記述からの変化が見られる。ここでの「問題となっている社会の全市民」とは、立憲デモクラシーの社会の市民を指している。したがって、あらゆる人びとについて適用可能な完全に普遍的な原理を導出しようとした前期とは異なり、一つの立憲デモクラシー社会という限られた範囲内で普遍性の担保が目指されるようになったことが分かる。

第二に、理想理論としての地位の表明の仕方にも変化が見られる。後期のロールズ理論においては、前期と同様に、理想状態を扱う厳格な遵守理論が主な議論の対象とされている。ただし、『公正としての正義 再説』においてはその表明に新たな限定が加わっている。

われわれは、事実上、正義に適った、あるいは、ほぼ正義に適った立憲政体とはどのようなものであるか、また、正義の環境のもとで、従って、適度に好都合ではあるが現実的な諸条件のもとで、そのような政体の実現し安定したものとなるかどうかを問うのである。このように、公正としての正義は、……民主政体がわれわれの世界において(その諸々の法則と傾向を所与とすれば)どの程度その適切な政治的諸価値の完全な実現——そう言いたければ、民主的極致——を達成できるかを見定めるのである。(ロールズ 2004 p.22)

ここでは、<公正としての正義>の射程が立憲デモクラシーの政体に限定されたうえで、そのような特定の政体における正当化可能性および実効的な安定性が問題にされている。すなわち、原初状態において複数の正義の政治的構想が比較考量される基準や、ある政治的構想が選択される根拠は、道徳的人格の面で平等なあらゆる人に支持されうる普遍性ではなく、特定の社会の人びとに公共的に受け入れられうるという個別的な妥当性におかれるようになったといえる。ここに、道徳規範における基底的な価値の変化が見出される。

第三に、複数のリベラルな正義の政治的構想が導かれうることが主張されるようになった(ロールズ 2022 pp.202-3)。この点は、後年発表された「ペーパーバック版への序文」(1995)や「公共的理性の理念・再考」論文(1997)においても強調されていることから、

政治的リベラリズムの最終的な形態における重要な特徴の一つとして見なすことができる。

……私たちは正義原理の多様な定式化と公共的理性の多様な内容を得ている。政治的構想はまた、同一の政治的諸原理と諸価値を特定している場合でさえ、それらの順序づけや兼ね合いをどうするのかにおいて異なっている。……したがって政治的リベラリズムは、公共的理性を正義についてひとつの特権的な政治的構想の形式のもとで決定的に確定することを試みない。……たとえ比較的少数の構想が長期にわたり支配的となり、ひとつの構想が特別に中心的な位置を占めているようにさえ思われるとしても、許容される公共的理性の形式はつねに複数である。さらに、新たに異なる形態の構想が随時提唱されるだろうし、旧来の構想は主張されなくなるだろう。このように政治的構想が推移すべきことは重要である。そうでなければ、社会の変化に由来する集団や利害関係者の要求が抑圧され、それらに相応しい政治的な発言を獲得することもできないだろう。（ロールズ 2022 p.534）

上記においては、立憲デモクラシーの社会の内部においても、リベラルな政治的諸理念が多様な解釈を許すものであり、それに応じて公共的理性がさまざまに使用がされうること、および、リベラルな正義の政治的構想の内容が時代に応じて移り変わりゆくものであることが主張されている。そのような変化は、構想や公共的理性の適用範囲と同様に社会を単位とすることが想定されているため、結果として立憲デモクラシーの体制をとる複数の社会においてそれぞれ異なる正義の政治的構想を発展させうると考えられる。すなわち、後期のロールズ正義論における正義の政治的構想は、実際の社会にいかなる文化・歴史的背景や包括的世界観があり、いかなる社会的変化が生じていくかといった事情に対応しうる、個別的な性格の強いものとして示されている。

以上の三点における普遍性の位置づけの変化によって、原初状態の諸条件にも変化が生じていることは注目すべき点である。まず、社会や人格についての構想が、『正義論』におけるようにカントの包括的な道徳理論に依拠する必要はもはや存在しないことが明言されている。＜公正としての正義＞の政治的構成主義とカントの道徳的構成主義との差異を説明する文脈において、以下のように述べられている。

……カントの見解では、人格と社会の基礎的構想が、おそらく、彼の超越論的観念論に土台を有している点である。……もっとも肝要なことは、＜公正としての正義＞は、政治に関わる一定の基底的理念を基礎的な統括理念として用いているという点である。超越論的観念論と他のそうした形而上学的な世界観は、＜公正としての正義＞の基底的理念の編成や解説において何の役割も果たしていないのである。（ロールズ 2022 p.123）

このように、前期の正義論において正義の諸原理の普遍性を担保する役割を果たし、それゆえケアの倫理との根本的な対立を招いていたカントの道徳的人格の構想は、その形而上学的な性格から後期の正義論においては放棄されている。

これに関連して、人格や社会についての構想が多様な解釈に開かれていることも明示されている。社会的協働との観念とその二つの対観念、すなわち自由と平等の観念について、次のように述べられている。

重要なことは、われわれが中心的編成観念としてどのような観念を選ぼうとも、その観念は、それ自体の内在的な道理性によっては十分に正当化されえないということである。……そのような観念が（そもそもそれが可能だとして）十分に正当化できるのは、この観念が練り上げられたときに最終的にはそこに至る政治的正義の構想によってのみ、また、その構想が、広い（かつ一般的な）反省的均衡と呼んでよいもの（第10節）における一般性のすべてのレベルで、政治的正義についてのわれわれの熟慮された諸々の確信とどのようにうまく整合するかということによってのみである。（ロールズ 2004 p.44）

さらに、政治的構成主義についてロールズが説明するところによれば、道理性の原理と合理性の原理から成る実践理性の諸原理と、社会と人格についての構想は相補的であり、後者なしでは前者は意義をもたず適用されえない。加えて、社会と人格についての構想は、構成されはしない理念であるが、組み立てられ、相互に関連づけられるものとして説明されている（ロールズ 2022 pp.131-2）。したがって、上記の引用箇所において言及されている反照的均衡は、社会と人格の構想と一体となった実践理性の諸原理に従って原初状態がモデル化される政治的構成主義の手続きの一環であるとされる。政治的構想の特定の結果受け入れがたく修正を要する帰結が生じた場合について、以下のように述べられている。

……構成主義者は、その手続きが、社会および人格の構想と一体となった実践理性の諸原理をモデル化する仕方に誤りがあるに違いない、と述べる。というのも、実践理性の精確なモデルは総じて、正当な反省の上で精確な正義の諸原理を生み出すだろうというのが、構成主義者の推測だからである。（ロールズ 2022 p.118）

このように、カント的な人格の構想が撤回され、社会と人格についての構想が固定的でなくなったことは、政治的構成主義の導入とともに、原初状態のあり方を変化させたといえる。すなわち、前期の正義論においては普遍的な原理を導出するための普遍的な契約条件を表わしていた一方で、後期においては、現実世界の一つの社会における人びとの反照的均衡のみによって正当化される条件を表わすようになった。

以上の考察から、後期の正義論における基礎づけは、普遍性から個別的妥当性へと変化し

ていることが確認された。それに伴い、そのメタ倫理的な立場も、普遍主義から個別主義へと接近していることが分かった。普遍性の位置づけにおけるこうした変化の要因は、前期の正義論の難点、すなわち、穏当な多元主義の事実を常態とするデモクラティックな社会においては包括的なリベラリズムが公共的に支持されえないという問題が明らかになり、ロールズによってその修正が必要不可欠と判断されたことにある。しかしながら、道徳哲学としての普遍性を維持しようとする姿勢を手放したことは、必ずしも肯定的に受け止められるばかりではない。たとえば井上達夫は、ロールズがリベラリズムの普遍主義を放棄したことは政治哲学者としての後退であり、デモクラティックな社会におけるコンセンサスや文化的な同質性の想定は事実の捏造であるとして厳しく批判している（井上 2021pp.118-9）。ロールズがこのように論争的な転向を遂げ、リベラリズムを脱哲学化させてまで立憲デモクラシーの社会内部の政治的構想に焦点を当てたのは、実社会における根深い価値対立の事実を重く受け止め、それでもなお社会を人びとによる協働の関係として維持することを喫緊の現実的課題と見なしたからではないか。川本隆史は後年のロールズによる『政治的リベラリズム』ペーパーバック版への序文（1995）について、アメリカ国内を揺るがす多文化主義や世界各地の民族対立を穏当な多元主義の枠に収めたいというロールズの切実な願いが表れたものとして解釈している（川本 1997 p.258）。ここでロールズ個人の見解を確認することはできないが、後期の正義論において協働の公正なシステムとしての社会の理念が、他の諸理念を統括する基底的理念として見なされていることには、公正な協働という社会関係を実際に維持しうる、現実的な正義の構想が目指されたことが表れているという（ロールズ 2022 pp.18-22）。ここにおいて、ロールズ正義論が普遍性以上に個別的妥当性という価値を志向するようになったという解釈が可能になる。

ただし、メタ倫理的な立場に関しては、先述したように立憲デモクラシーの社会という限定的な範囲内における普遍性の担保が目指されていることから、普遍主義から個別主義へと完全に変化したとはいえない。ここでは普遍主義と個別主義の両立を目指す立場がとられていると解釈するのが妥当である。この点に関しては、発展的なケアの倫理におけるメタ倫理的立場との共通性を指摘できる。本稿第1章第2節においては、ハンキフスキーによって第二世代として分類されたケアの論者たちや、ノディングズやヘルド、キテイらが、正義の倫理の観点を取り入れ、ケアの倫理を公的な活動の指針としての社会政策論へと発展させたことが確認された。私的領域における道徳としての初期のケアの倫理が、公私の区分を超えた社会政策論へと拡張された経緯からは、ケアの倫理のメタ倫理的立場が完全な個別主義から、個別主義と普遍主義を両立させようとする立場へと変化したことが分かる。したがって、発展的なケアの倫理に限っては、普遍主義と個別主義の両立を図る後期のロールズ正義論と共通のメタ倫理的立場をとっていると見なすことができる。

ここで、ケアの倫理の発展的な理論の意義について改めて明示したい。前章で確認した通り、ハンキフスキーは第二世代の論者たちが展開した議論に対して、ケアの普遍的な価値と

正義の倫理との相乗効果を探求した点で高い評価を与えている。しかしながら、発展的なケアの倫理が有する意義はそれだけにとどまらない。ヘルドは、ケアの倫理とフェミニズムが互いの理論的發展において大きな影響を及ぼし合ってきたことを指摘している。ヘルドによれば、フェミニズムとは、既存の道徳理論やその他の領域におけるジェンダーバイアスをなくすという共通の目的をもった多様なアプローチの集合である。論者たちは、女性の多様な経験に根差した思索において、伝統的な道徳理論とは異質な道徳のあり方を見出していた。そのような背景のもと、一部のフェミニストがケアの倫理を取り入れたことで、リベラリズムや功利主義といった伝統的な道徳規範の男性中心性に対し根源的な批判を提示することが可能となった。個人的な関係のみならず社会的な関係についても、伝統的な道徳規範よりも適切な道徳的視点を提供しうることを主張するケアの倫理は、その後多くのフェミニズム理論において中心的な地位を占めるようになった (Held 2005 pp.23-8)。以上に示された経緯からは、ケアの倫理がフェミニズムとの相即不離の関係のもとで発展していったことが分かる。これをふまれば、社会政策論としての発展的なケアの倫理は、ジェンダーバイアスの解体や女性の平等を求め社会変革を目指すフェミニズムの立場にとって、固定的なジェンダー役割を前提にした初期のケアと比較して、より積極的に支持し追究する価値のある道徳理論であったといえる。このことは現在の理論的状况においても変わらないと考えられる。したがって、第二世代らの議論以後の発展的なケアの倫理は、現在のケアの倫理における主流理論として捉えることができる。

本節における考察をもって、後期のロールズ正義論とケアの倫理における普遍性の位置づけに関して、メタ倫理学レベルおよび基礎づけレベルにおける対立が解消されていることが明らかになった。普遍性の位置づけの変化は、形而上学的な人格の構想の放棄や、社会と人格の理念について多様な解釈が許容されることにつながっていた。その変化の背景には、デモクラティックな社会の穏当な多元主義の事実をふまえて、包括的な道徳教説から非形而上学的な正義の政治的構想へという正義論の主題の転換があったことが確認された。

3. 理性の位置づけをめぐる対立の解消

3.1. 後期ロールズ正義論における理性の位置づけ

ここからは、後期のロールズ正義論とケアの倫理における理性の位置づけをめぐる対立について考察する。本項では、前章で確認した前期の正義論における理性について、後期におけるその位置づけの変化を確認する。

第一に、『正義論』において原初状態の諸条件を正当化するために要請された反照的均衡に関しては、後期の正義論でも引き続き一定の重要性を与えられている。まず、原初状態の制約について、現実世界の我々は政治的正義についての熟慮された判断をもとにモデル化

する。次に、それによって見つけられた正義の政治的構想に対して、我々は反省的均衡を働かせる。ここでは、一般的確信・第一諸原理・我々一人ひとりの個別的な判断に加え、哲学的伝統におけるその他の正義の構想も含めて、それらの間の整合が図られる。これに関連して、一つの正義の政治的構想によって実効的に規制された秩序だった社会においては、その構想がすべての市民たちによる熟慮された判断によって支持されるという意味で、完全な反省的均衡が達成されていると見なされる（ロールズ 2004 pp.50-5）。ここでは引き続き、原理や抽象的な情報に照らして判断を下すという理性の働きが、原初状態を条件づける基本的な要素として想定されている。

第二に、原初状態における理性的能力による合理的選択に関しては、後期の正義論においては前期ほど積極的な役割を果たしていない。ロールズは原初状態の手続きについて、当事者たちに課せられる道理に適った諸条件が合理的な選択を制約するのであり、合理的なものは道理に適ったものに絶対的に従属すると述べている（ロールズ 2004 p.145）。加えて、この箇所が付された注釈において、正義論が合理的選択理論の一部であるという『正義論』での見解を次のように修正している。すなわち、当事者たちの推論は合理性のみにもとづくのではなく、第一に正義の理性的な原理についての構想の一部にもとづくものとして捉えられる（ロールズ 2004 p.372）。したがって、後期の正義論においては、当事者たちの合理的選択についての手続き上の重要性は後退しているといえる。ただし、代わりに道理に適った諸条件、特に人格と社会についての実践理性の構想にもとづいて正義の政治的構想が特定されることになるため、理性的に設定された諸条件という第一の前提の重要性が増していることが分かる。

第三に、『正義論』で論じられた秩序だった社会の人びとの正義感覚に関連する点として、市民としての地位の理想について言及されている。ロールズによれば、正義の政治的構想によって表現される価値は二種類ある。一方は自由や機会の公正な平等といった、正義の原理に取り込まれた諸価値であり、他方は公共的理性に属する諸価値である。公共的な議論における指針としての公共的理性の理念に属する、開かれた推論や判断や理由づけといった後者の諸価値は、自由で平等な市民としての道理に適った姿を導くものとして、そのような市民の地位の理想を反映するものであるとされる（ロールズ 2004 pp.162-3）。ここにおいて、公共的理性は秩序だった社会の市民に不可欠なものとされている。

以上より、後期の正義論における理性の働きは、前期の正義論においてと同様に必要不可欠な役割を果たすものとされていることが明らかになった。しかしながら、『正義論』における理性の位置づけとは重要な点で相違があることをここで指摘したい。前章で確認された通り、『正義論』においては、原初状態の当事者たちは自由かつ平等な理性的存在者としての人間の自然本性を体現する存在とされていた。さらに、包括的な道徳理論としての公正としての正義が秩序だった社会の市民に共有されることで、市民たちはその自然本性にもとづいて、正義の原理に従った道徳的情操を伴う正義感覚を発揮するとされた。すなわち、

前期の正義論において、理性とは第一にカント的な人格の自然本性であり、それゆえに基礎づけおよびメタ倫理的な立場を必然的に決定していたといえる。一方で後期の正義論においては、前節で確認した通り、そのような形而上学的な人格の想定が撤回されている。原初状態の諸条件を決定する段階での反省的な熟慮や、公共的な議論における市民相互の開かれた推論や説明が、理性的な行為として要求されていることは確かである。しかし、それは理性が人間の自然本性であるためではもはやない。前節において、後期の正義論では立憲デモクラシーの社会における人びとの協働を可能にする現実的な条件が主題に据えられたために普遍性の位置づけが変化したことが示されたが、理性の位置づけの変化もこれに関連したものであるといえる。すなわち、後期の正義論において理性が要請されるのは、立憲デモクラシーの社会における社会的協働を維持するための手段としてであると捉えることができる。したがって、後期の正義論は理性それ自体を基礎づけとするわけではなく、またメタ倫理的に厳密な理性主義をとるとは限らない。

以上の所見において示唆されるのは、ケアの倫理が基礎づけおよびメタ倫理学上の厳密な感情主義をとるものでないことが示されれば、ロールズの正義論とケアの倫理との根本的な対立の解消を見出せるということである。したがって、次項ではケアの倫理における感情や感受性の位置づけについて検討を加えたい。考察にあたっては、前章と同様にケアの倫理自体の理論的發展をふまえ、発展的なケアの倫理を取り上げる。先述した通り、ハンキフスキーによって第二世代として分類されるような発展的なケアの倫理は、フェミニズムとの関係において初期のケアの倫理以上に重要な意義をもつためである。

3.2. 社会政策論としてのケアの倫理における感情の位置づけ

まず、ケアについて最初期から独自の理論を展開していたノディングズの議論について、ケアの倫理を社会政策論へと発展させた『家庭から始まる』(2002)を参照し考察を加える。ノディングズは『ケアリング』(1984)において、顔の見える特定の他者に対するケアと、他者一般に対する普遍的なケアを区別し、真正なケアとして捉えられる前者("caring-for")に対し後者("caring-about")は口先だけのものとして棄却されるとした(Noddings 1984 pp.18-9)。一方で『家庭から始まる』においては、他者一般に対する caring-about に正義とケアを結びつける役割を認め、その地位を見直している。Caring-about は抽象化や理論的な枠組みへと過度に依存したり、自己正当化に陥ったりする内在的な危険性をもつ一方で、家庭において育まれたような caring-for の記憶にもとづいて公的領域へと拡張されることで、caring-for のための環境を保つ役割を果たしうるとされる。このように、caring-about にも一定の重要性が認められた一方で、二つのケアの道徳的地位はなお歴然と区別されている。二つのうちより根本的な価値を付与されている caring-for の特質については、「自然なケアリング」と「倫理的なケアリング」の区別が導入されている。前者は caring-for がなされる状況で主となる、自然発生的なケアであり、後者はそのような自然発生的なケアが

妨げられたときに、「それでも私はケアしなければならない ("I must")」という意志にもとづいて要請されるケアであって、前者がケアの本来的なあり方として見なされる。このような点においてケアの倫理は目的論的であり、徳の倫理に近い側面をもつとも述べられている。一方で、「自然なケアリング」として優位性をもつ caring-for も、caring-about と同様に本来的な危険性を有することが指摘されている。ノディングズによれば、あらゆる人はその個性に応じて唯一無二の状況に置かれているため、ケアも常に二者の関係性に依存するものであり、それぞれの個別的な関係における状況の分析や反省的な熟考によってその適切なあり方が決まる。したがって、真正なケアについて想定されたあり方にもとづく徳としての性格が関係性の考慮以上に重視されると、たとえ顔の見える心のこもったケアであったとしても、ケアされる側のニーズを的確に把握することに失敗し、不適切なケアとなってしまうおそれがある (Noddings 2002 pp.19-31)。

以上の議論をふまえれば、ノディングズのケアリング論においては、愛着や感受性といった感情はケアという道徳的行為における基底的な価値ではないことが明らかになる。なぜなら、ケアの道徳性における最も肝要な要素として、それぞれの具体的かつ固有の関係性にもとづいた適切なケアの提供が示されているからである。ここには、ケアのニーズをもつ相手およびケア提供者自身を不必要に傷つけない (Noddings 2002 p.4) といった消極的な義務は含められるが、倫理的な指針に従うことが必ずしも要請されないのと同様に、愛情等の感情にもとづく自然発生的な性格も必ずしも要請されていない。感情に由来する自発性や即時性がケアに伴うことは望ましいとされながらも、その望ましさは適切なケアやケア関係の維持に資する限りのものであることが示唆されていることから、いわば道具的な役割を負わされているにすぎないと見なしうる。ノディングズによれば、ケア関係を築き維持発展させるという原理は、ケアにおいて規範的に従われるものではないが、記述的な原理でありうる。すなわち、この原理はケア関係を記述するうえでは適切な定式化であるとされる (Noddings 2002 p.30)。ここにおいて、「関係性を維持する」といった原理が規範的に従われるものでないとされるのは、抽象的な原理に依存することで個別具体的なニーズを把握できなくなることが問題視されるためであり、その原理の趣旨が誤っていると見なされるためではない。したがって、ケアの倫理における基底的な価値とは、ケアの関係性を築き維持および発展させることによる、適切なケアの提供それ自体であるといえる。「自然なケアリング」が不可能な場合に「倫理的なケアリング」が認められることや、反省的な熟慮によって修正された即時的でないケアが認められていることから、感情の働きに必ずしも根源的な重要性が付与されていないことが分かる。

エヴァ・フェダー・キテイも、第1章において概説したように、人間社会におけるケアや依存関係の必然性にもとづく社会政策を論じている。キテイは、ケアを提供する依存労働者についての理念として「透明な自己」(キテイ 2010 p.125) というアイデアを提示している。この理念は、自己を通じて他者のニーズに気づき、そのニーズを自分自身のものとして読み

取ろうとするような依存労働者の道徳的自己を指している。脆弱な被保護者のニーズを察知し、自分自身の欲求やニーズを直観的に後回しにすることによってそれに応答するよう動機付けられるという形で、透明な自己は他者のニーズへの高い浸透性をもつ。このような透明な自己としての依存労働者とケアの受け手を結びつけるのは、愛情や配慮からなる絆であるとされる。ただし、愛情にもとづくといっても自発的に結ばれた関係であるとは限らず、ケア関係は主に依存者の脆弱性から不可避免的に生じる義務にもとづいた関係として捉えられる。したがって、非対称的なケア関係の内部では自らのニーズを後回しにせざるをえない依存労働者自身のニーズを満たすために、社会関係の中で依存労働者へのケアが保証されるための社会政策が必要になると主張される。それは、社会的な人間関係を母的实践とのアナロジーによって解釈する、「つながりにもとづく平等」の構想である。より具体的には、網の目状にはりめぐらされたケア関係の構築によって、社会関係の中にいる人びとに対して、依存労働者に対する十分な支援が要請されるべきであるとされる。さらに制度面に関しても、各個人のニーズと能力にもとづく広範なケア関係に対してとともに、依存労働者に対して、資源と機会が利用できるように社会的制度からの援助が与えられるべきであると主張されている（キテイ 2010 pp.125-67, 254）。

キテイは、情緒的信頼や思いやりといった感情的要素がケア実践においては不可欠であるとするが（キテイ 2010 p.92）、ケア関係を親子のような最も親密な関係に限定しているわけではなく、それが雇用関係としてでもありうることを示している。また、社会政策によるケア提供者への支援を母的实践とのアナロジーにおいて捉えていることから、そのような社会的関係にもとづく支援をも一種のケアとして見なしているといえる。「透明な自己」といったケアにおける理想的な道徳的自己を想定する一方で、それに準じて道具的な役割を果たすような二次的なケアの重要性も認め、社会政策によって包括的なケア関係を実現しようとする点で、キテイの議論はノディングズの社会政策論と共通する構図を含んでいる。さらに、キテイはそのような「つながりにもとづく平等」の構想の根拠として、関係性、特に依存関係そのものから道徳的要求が生じるという解釈を提示している（キテイ 2010 p.163）。情緒的結びつきの特定のあり方をケアの本質的な要素とせず、関係性そのものに道徳の基底的な価値を見出す点において、ノディングズの議論においてと同様、必ずしも感情に基礎づけられないものとしてのケアの倫理が唱えられているといえる。

続いて、ケアの倫理における感情の重要性が強く主張するものとして、マイケル・スロートの議論について考察を加える。スロートの議論は、第1章において概観した通り、共感を道徳規範の基礎に据えたうえでケアの倫理を社会政策へと拡張することを提唱するものであり、メタ倫理的立場および基礎づけにおける感情主義をとっていることが明らかである。スロートによれば、リベラリストは道徳的な個人像について、自ら思考し意思決定することに加え、その意思決定を後から再考する批判的な自律の理念を掲げる。しかし、そのような見解は愛情の価値を軽んじ過小評価するものである。スロートは、家父長的な状況下に

置かれているわけではない限り、女性が自分の親や夫に献身することを批判的に再考することは、親や夫への愛情を損なうことになると述べる。加えて、あらゆる状況において女性が自分の子どもを愛すべきかどうか自問自答することは非常に的外れであると述べている。そのような態度は思案過多に陥るうえ、他者との繋がりへの価値と重要性を低く見積もることになるという。このように、リベラリストの推奨する「批判的な警戒」は有害であると述べる一方で、自らの主体性にもとづいて行為する成熟した能力としての自律は望ましいとしている（スロート 2021 pp.117-24）。しかしながら、望ましい自律と行き過ぎた自律を区別することは、自身が置かれた状況を吟味することによってしかなしえないと考えられる。同様に、女性自らが家父長的な状況下にあるかどうか、批判的な思考なしに把握することは難しい。さらに、ケア関係の継続のためにはケア提供者の倫理的自己へのケアが必要になるとノディングズが論じたように、ケア提供者が搾取的なケアから自らを守ることはケア関係において不可欠である。加えて、女性が子どもをケアするにあたって「本当に愛すべきか」を自問自答する必要はないとしても、「どのようにケアすべきか」を問うことは妥当でありうる。そのような最低限の反省的な思考すら愛情の価値を妨げるものとして避けられるならば、スロートが価値を見出す他者との繋がり自体が危うくなる。したがって、スロートの議論におけるリベラリズムとの対比による感情主義の擁護は成功しているとは言い難い。以上の考察により、ケアの倫理がその発展的な社会政策論としての立場において、倫理の根源的な基礎づけとして感情や感受性それ自体に価値を置くわけではないことが示された。

本節においては、後期のロールズの正義論とケアの倫理との間の、理性をめぐる根源的な対立が解消される可能性を探る試みがなされた。前者については、立憲デモクラシーの社会における社会的協働の維持という基底的目的のために、理性の働きに重要な役割が与えられているが、形而上学的な人間観にもとづく厳密な理性主義は撤回されていることが明らかになった。後者については、ケア関係における感情や感受性の働きが重視されているが、感情それ自体に基底的な価値が置かれているというよりも、適切なケア関係の構築や維持に資する限りでの意義が重視されていることが示された。道徳規範として、理性の働きと感情の働きのいずれをより重視するかという差異は残るが、これについては規範レベルのみにおける対立として捉えることが可能である。したがって、両者の理性をめぐる基礎づけレベルでの対立は解消されており、それに伴ってメタ倫理学レベルでの対立も同じく解消されていると結論付けられる。

4. 後期ロールズ正義論とケアの倫理の統合

本章におけるこれまでの考察では、後期のロールズの正義論とケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立関係が解消されていることを明らかにした。基礎づけレベルにおいては、両者とも限定的な普遍性を志向しつつも、なんらかの個別的な関係性の保持に基底的な価値を置いていること、および、理性や感情をそのための手段として重視することが示された。メタ倫理学レベルにおいては、双方が普遍主義と個別主義を両立させようとする立場にあること、および、道德規範において理性や感情のいずれか一方のみが必須であるとは見なさない点で、厳密な理性主義あるいは感情主義に立脚していないことが示された。前期のロールズ正義論とケアの倫理との間の対立がこのように解消された要因は、次の二つにあることが確認された。第一の要因は、ロールズが立憲デモクラシーの社会における穏当な多元主義の事実をふまえて、包括的な道德教説から非形而上学的な政治的構想へと正義論の立場を変化させたことである。特に、形而上学的な人格の構想の放棄と、諸理念の再解釈に開かれた新たな方法論としての政治的構成主義が大きな意味を持つことが分かった。第二の要因は、ケアの倫理の理論において、親密で情緒的な関係性をケアの絶対的な要素として捉えた初期の立場から、副次的なケアの重要性を認め、社会政策によるケア関係の拡充をめざす立場へと、発展的な変化が生じたことである。

そこで、本節では後期のロールズ正義論とケアの倫理の統合のあり方について、さらなる考察を加える。なお、メタ倫理的立場に関しては、対立関係の解消が示された以上、統合についての考察は必要はないと考えられる。一方で、基礎づけレベルでの統合については、共通の基礎づけを明らかにする必要がある。加えて、基礎づけの統合は規範レベルでの統合、すなわち具体的な道德規範群の統合のあり方にも関連するものであるため、より深く検討することが求められる。したがって、以下では基礎づけレベルにおける統合のあり方について考察を加える。

考察にあたってまず念頭に置くべきは、後期のロールズ正義論が議論の対象を立憲デモクラシー社会に限定している点である。よって、ここで想定される統合とは、基本的には立憲デモクラシーの社会において可能となるものである。これをふまえたうえで、まず後期のロールズ正義論とケアの倫理との共通の基礎づけとなりうる価値について検討する。前章で確認された通り、後期のロールズ正義論において形而上学的な人格の構想が否定され、普遍性や理性の重要性が限定されたのは、立憲デモクラシーをとる一つの社会における公正な協働の関係性を維持することが、基底的な価値として強調されるようになったためであった。一方ケアの倫理についても、ジェンダーとの密接な結びつきを修正し社会政策論として発展した段階においては、ケアする対象の個別具体性や、ケアに際しての感情や感受性といった要素以上に、ケアの関係性の構築・維持に基底的な価値が置かれていることが確認さ

れた。したがって、後期のロールズ正義論とケアの倫理は、それぞれ基本的な対象範囲は異なるとも言えども、ともに人と人との個別具体的な関係性の維持を基礎づけとしていると捉えることができる。

ただし、基礎づけレベルにおける実質的な統合を検討するにあたっては、第 1 章においてケアの倫理と正義の倫理との対立の根源的な要因として確認された、人格の概念の相違について考慮する必要がある。キテイがロールズの正義論について批判的に吟味するところによれば、『政治的リベラリズム』においてさえ、〈公正としての正義〉は人間の依存の事実とその社会的帰結を捉え損なっている（キテイ 2010 pp.177-8）。この批判が妥当である理由の一つとして、後期のロールズ理論において最も適切な正義の政治的構想として提示される〈公正としての正義〉が、リベラリズムの伝統的な人格の構想にもとづいて導出されていることが指摘できる。以下の引用は、『政治的リベラリズム』において、協働の公正なシステムとしての社会の理念に続いて、人格の理念が提示される箇所である。

私たちはデモクラティックな思考の伝統の内側から着手しているので、市民を自由で平等な人びとであるとも考えている。基礎的な理念はこうである。彼らの二つの道徳的能力（正義感覚の能力と善の構想に関する能力）および（これらの能力と結びついた判断、思考、推論に関わる）理性能力によって、人びとは自由である。そしてこれらの能力を、社会の十全に協働的な成員であるために必要な最低限度有していることが、人びとを平等にしている。（ロールズ 2022 pp.23-4）

ここにおいて、障碍や病気等により自己意識の保持や判断・思考・推論といった行為に困難がある人びとや、ケア労働によって社会的な関係から離脱せざるを得なかったような人びとは、〈公正としての正義〉の射程から排除される可能性が高いことが分かる。なぜなら、第 3 章において確認した通り、政治的リベラリズムにおいては、社会と人格についての構想と一体となった実践理性の諸原理から正義の政治的構想が特定されるためである。なおロールズは、人格の構想の諸条件を充たすことができない人びとがいることについて、〈公正としての正義〉をそうした事例に拡張することが可能かどうか、またその理論的な瑕疵がどれほど深刻かについての判断を留保している（ロールズ 2022 p.26）。一方でケアの倫理の視点に立てば、この問題の解決が不可能である限り、ロールズの正義論が重大な欠陥を抱えていることは明らかである。したがって、以下では〈公正としての正義〉が人間の依存の事実を除外しているという難点をふまえて、人格と社会の構想を修正することによって、ケアの倫理と両立する新たな正義の政治的構想が提示される可能性があることを示したい。

ここで再び注目すべきは、後期のロールズ理論においては、政治的構成主義の手続きとして、人格と社会の構想と一体となった実践理性の構想が修正されることも想定されている点である。本章第 2 節において確認した通り、包括的教説に頼らない非形而上学的な正義

の構想を提示するにあたって、すべての観念は正義の構想の原理とその帰結と照らして熟考のうえ受け入れられるかどうかにかかっているとされる。したがって、ケアの倫理の視点をふまえた反照的均衡のプロセスによって、人格および社会の構想が不適切であることが判明したとすれば、現実世界の我々が市民としての立場においてその構想を修正することが妥当となる。ただし、後期のロールズの正義論においてもあらゆる人格と社会の構想が認められるわけではない。政治的リベラリズムが焦点を当てる穏当な多元状態にある社会において、理にかなった政治的構想として認められるのは「リベラルでない世界観が是認しうるかもしれない、リベラルな政治的構想」（ロールズ 2022 p.xlviii）である。したがって、次にケアの倫理と両立するリベラルな政治的構想がありうるかどうかについて検討する必要がある。

ロールズは、リベラルな政治的構想を次の三つの条件によって定義している。すなわち、①デモクラティックな社会でよく知られた一定の諸権利・諸自由・諸機会の規定、②そうした諸自由に対する特別な優先権、③社会的地位にかかわらず、自らの諸自由や諸機会を使用するための適切な汎用的手段をすべての市民に保障する諸政策である（ロールズ 2022 pp.xlix-1）。さらに第三の条件によって、互惠性の規準に照らして、過度な社会的・経済的不平等に至ることを防ぐ基礎構造が要求される。このように互惠性の規準によって自由と平等を結びつける点が、リベラリズムの特徴であるとされる（ロールズ 2022 pp.lxi-lxii）。したがって、リベラルな政治的構想とケアの倫理とが統合されるためには、ケアの倫理が自由と平等の価値をなんらかの形で支持している必要がある。この点について、キテイの議論を参照することにより、ケアの倫理が自由と平等を支持しうることを以下で示す。

キテイは、依存関係における道徳的要求についての理論的枠組みとして、ロバート・グデインの論じる「脆弱性モデル」を取り上げる。このモデルによれば、個人間の特別な関係性における道徳的根拠は、一方が脆弱で他方に頼らざるをえないことにある。すなわち、ある人が他者のニーズを満たす特別な位置にいる場合、その関係性によって、その他者の脆弱性に応答する義務が生じる。このモデルによって、依存関係が契約論的な関係性、すなわち自由な選択にもとづく自発的な関係性ではないことを的確に捉えられる（キテイ 2010 pp.133-4）。しかし、キテイによれば、あらゆる既存の分配された責任関係が道徳的義務を課すとするグデインの脆弱性モデルは、依存労働者が自己を卑しめる行動や不当なリスクを避ける「自分自身への義務」を主張することを否定する。それは強制的な条件下で割り当てられた責任をも正当化することになるため、道徳的な直観に反している（キテイ 2010 pp.140-2）。これをふまえてキテイは「つながりにもとづく平等」を提示し、母子関係のアナロジーにもとづいて社会関係を捉え直すことで、依存労働者もケアされるべき存在として尊重されることを促す。このように関係性そのものを道徳的要求の源泉と見なすことで、自発的に引き受けられたわけではなく、また第三者から強制されたわけでもない義務にもとづくケア関係を、道徳的関係性の第一のモデルとして見なすことが可能になるという（キ

テイ 2010 pp.154-67)。

以上の議論においては、自由な契約主体が関係性を取り結ぶという伝統的な契約論の観点、すなわち、ロールズが原初状態の着想を得た観点は否定されている。その一方で、第三者による強制からの自由は、契約論においてと同様に支持されている。加えて、自由な契約主体間の平等とは異なる平等観として、「つながりにもとづく平等」の構想が示されている。この構想は、依存があらゆる人の生にとって不可避の事実であり、それゆえにケア関係としてのつながりが人間性の普遍的な条件であるという点に、平等の基礎を見出す（キテイ 2010 pp.74,82,154-63）。さらにこの構想によって、一つのケア関係を越えて入れ子状態になった互酬的な関係と義務によって支えられる、社会的協働のあり方が提示されている。ここにおいて社会は、他者のケアしケアされる権利を相互に支え合う関係性の総体として捉えられる。キテイは以上の構想を次のように総括し、新たな政治・社会理論の必要性を訴えている。

社会は入れ子状の依存で成り立つもので、それゆえすべての市民の自由と関係性を尊重する能力と手段とを提供できるようデザインされたものであるべきという見方は、男性中心に作られた平等の味を女性が知った——女性には平等が欠けていることを知った——今だからこそ現れてきた見方なのである。……今こそ新しい理論を創造し、……依存者と、依存労働者としての私たちの在り方に合わせて、社会と政治への取り組みを刷新する必要がある。（キテイ 2010 p.410）

ここにおいて、ロールズの〈公正としての正義〉に替わりうる、ケアの倫理にもとづいたりべラルな政治的構想のあり方を見出すことができる。たとえば、①ケアしケアされる権利、強制からの自由、および従来のにべラルな諸権利・諸自由・諸機会、②そうした自由への優先権、③社会的地位にかかわらず、ケアのつながりにもとづいた諸自由や諸機会のための適切な手段（基本財）をすべての市民に保障する諸政策という、三つの条件を充たした政治的構想を提示しうると考えられる。ただし、ここで示したものはあくまでも仮の形である。ケアと依存の必然性を考慮に加えたりにべラルな政治的構想は、現実世界の我々の複数の観点から反照的均衡のプロセスにおいて、より具体的には政治家および市民としての我々の公共的な議論において探究されることになる。

なお、ケアの倫理とりにべラルな政治的構想の両立可能性について、ここまではキテイの議論のみに焦点を当てて考察してきた。よって、ケアの倫理を十分に検討しえていないとはいえない。しかしながら、自由と平等への支持はその他の多くの論者が提示するケアの倫理においても見出されうると考えられる。本章第1節で言及し、かつキテイも先の引用箇所において示唆しているように、ケアの倫理は、ジェンダーによる構造化や格差を問題視するフェミニズムと結びついて理論的な発展を遂げてきたためである。したがって、後期のロールズ

正義論とケアの倫理は、自由と平等の新たな構想にもとづくことで、人格の概念の相違を克服して共通の基礎づけのうえに統合されうると結論づけられる。

終章

本稿においては、ロールズの正義論とケアの倫理の統合は可能かどうかというリサーチ・クエスチョンのもと、後期のロールズ正義論とケアの倫理との間の基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立の解消と、それによる両者の統合のあり方について明らかにすることを試みてきた。本章では、これまでの議論を概括したうえで、基礎づけおよびメタ倫理的立場における統合の意義について若干の考察を加える。最後に、本稿において扱えなかった問題について指摘したうえで今後の検討課題を述べ、以上を終章とする。

第1章においては、第1節でケアの倫理の初期の理論について、第2節でその後のケアの倫理の発展について概観した。それをふまえて、第3節ではケアの倫理と正義の倫理との対立点について、キムリッカによる整理をもとに確認した。対立点の把握にあたっては、品川の提示した基礎づけレベル・メタ倫理学レベル・規範レベルの三つの対立軸を用いて分析した。それによって、普遍性の担保と個別の関係の保持のいずれを道徳規範における基底価値とするか、および、理性やそれによる推論と、感情や感受性による応答のいずれを基底価値とするかという、基礎づけレベルでの二つの対立が確認された。以上の基礎づけの対立と関連して、道徳規範とは普遍的なものか、あるいは個別的なものかという捉え方の相違、および、道徳的判断とは理性によるものか、あるいは感情の働きによるものかという、メタ倫理学レベルでの二つの対立が確認された。これらの対立は、普遍主義と個別主義のいずれをとるか、および、理性主義と感情主義のいずれをとるかという対立として把握された。

第2章においては、第1節において、『正義論』をもとに、前期のロールズ正義論における正義の原理とその導出のための方法論を確認した。続く第2節において、前期の正義論において普遍性と理性がそれぞれいかに位置づけられているかについて明らかにしたうえで、前期の正義論とケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立が解消されえないものであることを確認した。

第3章においては、まず第1節において、『政治的リベラリズム』と『公正としての正義再説』にもとづき、後期のロールズ正義論における正義の原理とその方法論について確認した。第2節では、後期の正義論における普遍性の位置づけが、前期と比較していかに変化したかについて考察した。そのうえで、普遍性をめぐるケアの倫理との基礎づけおよびメタ倫理的立場における対立が解消されていることを示した。第3節では、後期の正義論にお

ける理性の位置づけを確認した。前期から引き続き理性に重要な役割が与えられているものの、その価値は社会的関係の保持というより基底的目的に従属するものであり、基礎づけおよびメタ倫理的立場として厳密な理性主義はとられなくなったことを明らかにした。さらに、社会政策論へと発展したケアの倫理については、感情の働きがケア関係の保持という基底的目的に従属するものとして捉えられていることを確認し、ケアの倫理においても厳密な感情主義がとられなくなっていることを明らかにした。この点において、理性と感情の位置づけをめぐる対立も解消していることが示された。以上の考察によって、後期のロールズ正義論とケアの倫理における基礎づけおよびメタ倫理的立場の対立の解消を明らかにした。第4節においては、前節の論証をふまえ、基礎づけレベルにおける統合のあり方について考察を加えた。ここで、後期のロールズ正義論とケアの倫理が、ともに関係性の維持を基礎づけとしている点において統合されうることを論じた。そのうえで、ロールズ正義論とケアの倫理の対立の根源的要因となっていた人格や社会の構想の相違が、政治的リベラリズムの枠組みにおいて解消されうること、および、ケアの倫理を反映したリベラルな政治的構想がありうることを論じ、実質的な統合の可能性を示した。

後期のロールズ正義論とケアの倫理について、本稿で検討した基礎づけおよびメタ倫理的立場における統合は、両者の規範レベルでの統合に対しても影響を与えると考えられる。従来の正義の倫理とケアの倫理の統合論は、基礎づけとする価値の根源的な対立を抱えたままであった。そのために、規範レベルでの両立が図られるとしても、どちらか一方の倫理が他方の規範を排除するものではないという主張にとどまりがちであった（品川 2007 p.148）。あるいは、二つの異質な道徳を照らし合わせる中で、状況に応じた道徳的判断を下しうるといった、最低限の両立可能性を提示するほかなかった（立山 1995 pp.360-1）。このような統合のあり方においては、道徳判断の一貫した妥当性や正当性を保つことが難しく、矛盾が残るといった問題がある。一方で、後期のロールズ正義論とケアの倫理との根本的な対立の解消と統合が示されたことによって、これらの道徳規範は、関係性の保持という基底的な価値にもとづく整合的な判断および反省の指針を提供することが可能となる。加えて、両者の規範面の相違を相互補完的に機能させることで、よりよい道徳規範の体系が導かれうる。たとえば、後期のロールズ正義論は公共的理性をはじめとした理性の働きを重視し、ケアの倫理は他者のニーズの汲み取りと応答における感情や感受性の働きを重視するという規範面での相違がある。リベラルな政治的構想には、自由や平等といった理念が提唱されるのみにとどまることによって、実際の不自由や不平等を隠蔽してしまうという難点が指摘されている（岡野 2001 pp.24-7）。ケアの倫理が価値を見出す感情や感受性の働きは、このような問題を敏感に見つけ出し、公的領域において変革を訴える原動力となるだろう。他方、ケア関係については、被保護者によって、あるいはケア提供者への社会的期待によって、誤ったニーズが生み出される可能性があることが指摘されている（キテイ 2010 p.140）。このようなリスクは、理性的な思考や反省の働きにより減少させることが可能になると考え

られる。このように、基礎づけとなる価値の統合は、両者の規範面での相互作用を促すものである。またそれによって、たとえば有賀が正義とケアの統合を試みた「フェミニズム正義論」における目的も、よりよく果たされるようになると考えられる。

人間の普遍的現実としての「古い」や「サファリング」に照らしてみれば、個人のウェルビーイング（心地よい生／良好な状態）をめぐる気遣い・配慮・関係性を紡ぐという意味でのケアは、すべての人々に共通する事がらである。こうした意味のケアを考えるならば、諸個人のライフデザインとしての「ウェルビーイング」の実現は、「すべての人びとに共通に必須の生のスタイル」として追求されるものといえよう（鈴木編著 2009: 9）。先の〈ケアの倫理〉の根源には、他者への「共感能力」や「感受性」が存在するが、ここで重要なのは、“女性原理”とされた〈ケアの倫理〉を、女性だけのものに留めるのではなく、すべての人びとに共通の倫理として一般化し、それを何らかの社会的な制度化につなげていくことと考える。（有賀 2011 pp.232-3）

ここにおいて、すべての人に共通することがらとして述べられている「ウェルビーイング」は、人と人との関係性の保持において究極的に志向される価値として捉えることが可能である。そのような、人間存在にとって本質的な価値を人びとがともに追求する試みにおいて、ロールズが自身の最終的な正義論として提示した政治的リベラリズムとケアの倫理の統合は、真に重要な意義を有するものとなる。

本稿においては、正義の倫理やリベラリズム、ケアの倫理それぞれの多様性に富んだ理論について網羅的な検討を行うことはできなかった。本稿の議論はそれらのごく限られた理論のみを扱うものとして、明らかな限界を有している。加えて、ロールズの正義論についても、分配の原理としての格差原理や、正義の諸原理にもとづく制度論などの重要な部分について、多くの論点を扱うことなく検討の余地を残している。

近年、世界中の多くの国や地域において格差の拡大やデモクラシーの後退に対する懸念が共有されている。立憲デモクラシーの社会について、価値の多元性をふまえてなお社会的な連帯と協働の条件を探求したロールズの正義論の意義は改めて高まっている。他方では、ジェンダー不平等が根強く残存する問題に加え、少子高齢化の抑制や働き方の変革が日本をはじめとする先進諸国における喫緊の課題となっている。そのような中で、ケアの倫理が提示する、すべての人にとって基底的な価値を有するものとしての「ケアにもとづく関係性」の視点を社会政策へと反映させることは、今後ますます重要になると考えられる。このように、現代においてともに重要な意義を有するロールズの正義論とケアの倫理の統合については、理論面におけるより精緻な検証が求められる。さらに、社会政策上の実践的な統合の方向についても、現実に生かすより深い検討を加えることが必須の課題である。

[文献一覧]

- ・有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論——ケアの絆をつむぐために』 勁草書房
- ・伊藤博美 (2006) 「正義対ケア論争」中野啓明・伊藤博美・立山善康編『ケアリングの現在——倫理・教育・看護・福祉の境界を越えて』 晃洋書房 pp.105-17
- ・井上達夫 (2021) 『増補新装版 他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』 勁草書房
- ・岡野八代 (2001) 「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『リベラリズムとフェミニズム』 勁草書房 pp.3-33
- ・川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ』 創文社
- ・川本隆史 (1997) 『現代思想の冒険者たち 第23巻 ロールズ——正義の原理』 講談社
- ・齋藤純一・田中将人 (2021) 『ジョン・ロールズ』 中央公論新社
- ・品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理』 ナカニシヤ出版
- ・立山康善 (1995) 「正義とケア」杉浦宏編『アメリカ教育哲学の動向』 晃洋書房 pp.348-64
- ・中野啓明 (2006) 「メイヤロフとハルトのケアリング論」中野啓明・伊藤博美・立山善康編『ケアリングの現在——倫理・教育・看護・福祉の境界を越えて』 晃洋書房 pp.73-8
- ・福間聡 (2007) 『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』 勁草書房
- ・村田美穂 (2006) 「ノディングズのケアリング論」中野啓明・伊藤博美・立山善康編『ケアリングの現在——倫理・教育・看護・福祉の境界を越えて』 晃洋書房 pp.90-102
- ・渡辺幹雄 (2001) 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』 春秋社

- ・オーキン、スーザン・M (山根純佳ほか訳) (2013) 『正義・ジェンダー・家族』岩波書店
- ・キテイ、エヴァ・フェダー (岡野八代ほか訳) (2010) 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社
- ・キムリツカ、ウィル (千葉眞ほか訳) (2005) 『新版 現代政治理論』日本経済評論社
- ・ギリガン、キャロル (川本隆史ほか訳) (2022) 『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』風行社
- ・スロート、マイケル (早川正祐ほか訳) (2021) 『ケアの倫理と共感』勁草書房
- ・ロールズ、ジョン (矢島欽次ほか訳) (1979) 『正義論』紀伊國屋書店
- ・ロールズ、ジョン (田中成明ほか訳) (2004) 『公正としての正義 再説』岩波書店
- ・ロールズ、ジョン (川本隆史ほか訳) (2010) 『正義論 改訂版』紀伊國屋書店
- ・ロールズ、ジョン (神島裕子ほか訳) (2022) 『政治的リベラリズム 増補版』筑摩書房
- ・Blum, Lawrence A. (1988) “Gilligan and Kohlberg: Implications for Moral Theory,” *Ethics*, Vol. 98, No.3 (Apr., 1988), pp.472-91.
- ・Hankivsky, Olena (2004) *Social Policy and the Ethics of Care*, UBC Press.
- ・Held, Virginia (2005) *The Ethics of Care: Personal, Political and Global*, Oxford University Press.
- ・Mayeroff, Milton (1971) *On Caring*, HarperCollins Publishers.
- ・Noddings, Nel (1984) *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, University of California Press.

- Noddings, Nel (2002) *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press.
- Ruddick, Sara (1989) *Maternal Thinking*, Beacon Press.
- Tronto, Joan C. (1987) "Beyond Gender Difference to a Theory of Care," *Signs*, Vol.12, No.4 (Summer, 1987), pp.644-63.